

(仮称) 岩手県教育振興計画

(素案)

平成30年9月7日

岩手県教育振興基本対策審議会



目 次

第1章 岩手の教育をめぐる状況

1 岩手の教育の歩み	1
2 社会状況の変化	4
3 岩手県の教育の現状と課題	6

第2章 目標・取組の視点

1 目標	11
2 取組の視点	14
3 次期総合計画との柱立て項目の関係	16

第3章 具体的な施策の内容

【学校教育】

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成	17
2 【知育】児童生徒の確かな学力の育成	24
3 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成	29
4 【体育】児童生徒の健やかな体の育成	34
5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	39
6 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重 する学校づくり	44
7 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の 資質向上の推進	49

【社会教育】

8 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して 子どもを教え、育むしくみづくり	58
9 子育て支援や家庭教育の充実	62
10 生涯を通じて学び続けられる場づくり	65
11 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承	70

第1章 岩手の教育をめぐる状況

1 岩手の教育の歩み

我が国の近代学校教育は、明治5年(1872年)に公布された学制により開始され、2022年で150年目を迎えます。

この150年の長きにわたる教育史の中で、特に昭和22年(1947年)に制定された教育基本法は、教育の機会均等や教育水準の向上を図ることにより、我が国の発展に大きく貢献し、豊かな経済社会や国民の安心な生活を実現する大きな原動力となりました。

しかし、制定から半世紀以上が経過し、少子高齢化の進展など、教育をめぐる状況も大きく変化してきたことから、教育改革に向けた新たな一歩として、平成18年(2006年)に教育基本法の大きな改正が行われました。

この改正教育基本法の目的や目標を踏まえて策定された国の教育振興基本計画に基づき、「自立」「協働」「創造」を実現する生涯学習社会の構築を目指すという理念の下、様々な教育政策が推進されてきており、平成25年(2013年)からは、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣主導の「教育再生実行会議¹」による議論が新たに始まるなど、社会全体での教育改革が進められてきています。

岩手県では、多くの教育関係者のたゆまぬ研鑽の積み重ねによって築かれ、これまで培われてきた岩手の教育の優れた伝統と基盤を継承しながら、時代とともに変化する様々な教育を取り巻く環境や多様なニーズに対応するための取組を進めてきました。

平成27年(2015年)に50周年を迎えた地域ぐるみで子どもたちを育む岩手県独自の教育振興運動²の基盤があり、平成17年(2005年)には、11月1日を「いわて教育の日」と定める「いわて教育の日に関する条例」が制定され、県民一人ひとりが教育の重要性を再認識し、岩手県における教育のあり方を考える契機となるよう、「いわて教育の日³」のつどいをはじめとする様々な行事が毎年行われてきています。

学校教育では、平成19年(2007年)から全国学力・学習状況調査⁴の実施が始まっており、岩手県独自に毎年実施している「県小・中学校学習定着度状況調査⁵」

も併せて、子どもたちの学習状況をきめ細かく把握するとともに、「わかる授業⁶⁾」の実践に向けて、組織的な教員の授業力の向上や、家庭学習の充実などに取り組んできました。

また、PDCAサイクル⁷⁾に基づく目標達成型の学校経営を推進する「いわて型コミュニティ・スクール構想⁸⁾」など、地域を主体として教育課題の解決に取り組む教育振興運動だけでなく、学校を主体とした新たな家庭、地域との協働のあり方などを推進してきました。

社会教育では、平成13年(2001年)に県立美術館が新たに整備され、平成18年(2006年)には、県立図書館の移転整備による機能強化を図るなど、県民が生涯を通じて学び続けられるような環境づくりに努めてきました。

スポーツでは、平成28年(2016年)に「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」が開催され、県民の力強い応援によって後押しされた岩手県の生徒の輝かしい活躍などもあり、県民総参加により盛会裏に終了することができました。

この大きな成果は、子どもたちが希望を持ってスポーツに親しむきっかけとなるなど、未来を切り拓くレガシー(財産)として次世代に引き継がれています。

また、平成19年(2007年)からスタートした「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業⁹⁾」の修了生が2018年平昌オリンピックに出場して入賞するなど、オリンピックや世界大会で活躍する選手、アメリカのメジャーリーグや日本プロ野球で活躍する選手など、世界や全国を舞台に活躍する岩手県出身の選手が続々と輩出されてきています。

子どもたちが憧れる岩手県出身の選手たちの活躍は、岩手の子どもたちに、将来に夢を持ち努力することの大切さを、身近に感じさせてくれています。

文化芸術では、平成23年(2011年)6月に中尊寺・毛越寺などの「平泉の文化遺産」、平成27年(2015年)7月に釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡などの「明治日本の産業革命遺産」がそれぞれ世界遺産に登録され、現在は、一戸町の御所野遺跡などの「北海道・北東北の縄文遺跡群」が新たに世界遺産登録を目指しています。

平成21年(2009年)9月には、「早池峰神楽」がユネスコの無形文化遺産として登録されるなど、岩手県に伝わる文化芸術が世界的に認められてきており、子どもたちの文化芸術活動においても、県立不来方高校音楽部が全日本合唱コンクールにおいて最高賞である文部科学大臣賞を3年連続で受賞するなど、多くの子どもたちが個性と創造性あふれる素晴らしい活躍を見せてくれています。

【用語解説】

¹教育再生実行会議：21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築するための有識者会議として、平成25年1月に内閣により設置され、定期的に開催。

²教育振興運動：岩手県において昭和40年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

³いわて教育の日：平成17年4月から施行された「いわて教育の日に関する条例」により、11月1日を「いわて教育の日」、11月1日から7日までを「いわて教育週間」とすることが定められ、毎年、「いわて教育の日」のつどいをはじめ、学校開放やスポーツフェスティバル、文化祭など、様々な関連行事を各地域で行われている。

⁴全国学力・学習状況調査：小中学生の学力や学習状況を把握するために文部科学省が実施する調査。平成19年度(2007)から、小学6年生と中学3年生の児童生徒を対象に行われる。国語、算数・数学、理科の学力調査(理科は平成24年度から)と、生活習慣・学習環境に関するアンケート調査。

⁵県小・中学校学習定着度状況調査：県内の小中学生の学力や学習状況を把握するために岩手県教育委員会が実施する調査。平成15年度(2003)から行われており、小学校及び義務教育学校第5学年に対しては、国語・算数・理科・社会、中学校第2学年及び義務教育学校第8学年に対しては、国語・社会・数学・理科・英語の学力調査。また、意識・取組状況調査として、児童生徒質問紙と学校質問紙がある。

⁶わかる授業：授業の目標が児童生徒一人ひとりの中で課題化され、解決に向けた主体的な活動を通して、児童生徒が課題を解決できる授業。児童生徒が「わかった!」「なるほど!」とより深い理解ができるような授業が展開されるよう日々授業改善に取り組み、その実現を目指しているもの。

⁷PDCAサイクル：計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)を繰り返すことにより、業務を継続的に改善していく手法の一つ。学校においても組織マネジメントやカリキュラム・マネジメント等においてPDCAサイクルを繰り返すことで改善を図っていくことを目指しているもの。

⁸いわて型コミュニティ・スクール構想：各学校が作成する検証可能な目標達成型(PDCAによる)の経営計画(「まなびフェスト」)を生かして、学校、家庭、地域で共有し、協働する学校経営を展開すること。

⁹いわてスーパーキッズ発掘・育成事業：スポーツ医・科学理論によって裏付けられたサポートを基盤として、素質ある児童生徒の早期発掘・能力開発と系統的・継続的な育成強化により、競技力の向上を図り、ナショナルトップアスリートの輩出を目指すもの。

① 人口減少・少子化・高齢化の進行

我が国の人口は、2008年をピークとして減少局面にあり、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少し、65歳以上が総人口の3割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

また、児童生徒数も、少子化の影響から、近年減少傾向にあり、2017年の調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

岩手県においても、人口は1997年以降減少を続け、2018年は124万5千人と、ピークであった1985年の約145万人と比べ、約14%減少しており、また児童生徒数についても、1981年の26万4千人をピークに、年々減少を続け、2017年には12万9千人と、ピーク時に比して51%も減少し、今後さらに減少することが見込まれています。

児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模化が避けられない中で、学校における教育の質の保証と学ぶ機会の保障をしっかりと確保していくとともに、人口減少社会の中で、生涯にわたって学び、地域で活躍し続けることができる環境づくりなどが求められています。

② 急速な技術革新への対応

高度情報化の進展により、スマートフォンなどICTの利活用が世代を超えて広がってきている中、超スマート社会（Society 5.0）¹の実現に向けて、「人口知能（AI）」や、あらゆるモノをインターネットとつなぐ「IoT」²、個々のニーズに即したサービスの提供等が可能となる「ビッグデータ」³の活用など、私たちの生活に質的な変化がもたらされてきています。

こうした急速な技術革新による将来の予測が困難な時代を生き抜いていくためには、様々な可能性を持つ子どもたちを、困難に立ち向かうことを恐れずに新たな価値を創造できる人材に育成していくことが求められています。

③ グローバル化の進展

グローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化する中、多様で持続可能な社会の構築に向けた教育の理念がますます重要になっています。

特に、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくためには、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが求められています。

④ 子どもを取り巻く社会経済的な課題への対応

家庭の経済状況による子どもの学習環境や進学等への影響が指摘されており、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学等を断念せざるを得ないなど、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていくことが重要です。

⑤ 地域間格差の拡大

人口の東京への一極集中の傾向が加速し、東京圏とその他の地域との間では、一人当たりの県民所得等に差が生じており、大学進学率についても、都市部では高く地方では低い傾向が見られるなど、地域差が生じており、地域間格差のない学びの環境づくりが求められています。

⑥ 東日本大震災津波からの復旧・復興

岩手県は平成23年(2011年)3月11日に東日本大震災津波により、沿岸部を中心に甚大な被害を受けました。

東日本大震災津波からの復旧・復興に向け、国内外から多くの支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に取り組んでいるところですが、岩手県には、この教訓を後世にしっかりと伝承し、安全・安心な地域社会の構築に向け、県内外に発信していく責務があります。

【用語解説】

¹超スマート社会(Society 5.0):必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。Society 5.0はこの新しい社会の実現に向けた一連の取組。

²IoT:Internet of Things(モノのインターネット)の略。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御するしくみ。

³ビッグデータ:従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

前述したとおり、人口減少や少子高齢化が進行し、AIやIoTなどの急速な技術革新への対応が迫られるなど、社会や生活が大きく変化する時代を豊かに生き、未来を拓く多様な人材を育成していくためには、学校教育において、基礎的・基本的な学力を確実に習得させるなど、時代を超えても変わらない教育の基盤となる「不易」の部分継続していくとともに、人口減少社会や高度情報化社会、グローバル化社会など、様々な環境変化に対応できるような教育の一層の「変革」をしっかりと進めていく必要があります。

また、人生100年時代¹や超スマート社会を迎えるにあたり、一人ひとりの人生が豊かで活気のある地域社会を持続していくためには、文化・スポーツ活動なども含めた、生涯にわたって学び続けられる環境づくりが求められています。

こうした変革や環境づくりを進めていくうえで、近年、ブータンをはじめ世界の国々や国際機関において、人々の「幸福度」に着目した研究やその政策への活用が進められており、経済的な尺度では測ることができない心の豊かさや、地域や人のつながりなどを大切にし、一人ひとりの幸福度を高める社会づくりという視点が求められてきています。

幸い、岩手県には、県民一丸となって取り組んできた復興の実践で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢と「つながり」を大切にしてきた強みがあることから、県では、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、「岩手の幸福に関する指標」研究会²から示された「主観的幸福感に関する12の領域」をもとに、「健康・余暇」、「家族・子育て」、「教育」、「居住環境・コミュニティ」、「安全」、「仕事・収入」、「歴史・文化」、「自然環境」とこれらの分野を下支えする共通の土台としての「社会基盤」、「参画」を加えた10つの政策分野を設定し、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開していくこととしました。

そこで、岩手県の教育の現状・課題と今後の方向性についても、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、「幸福」を守り育てる社会を岩手から創り上げていくという視点で整理した現状・課題等について、未来を拓く多様な人材を育成するための「学校教育」と、生涯にわたって学び続けられる環境を整える「社会教育」の2つに大きく分けて整理することとしました。

この「学校教育」と「社会教育」は密接に関係していることから、社会教育施設

等を活用した学習の場や、学校・家庭・地域が連携した活動など、「学校教育」と「社会教育」が相互に連携し、一体的に岩手県の教育を支えていく取組を進めていくことが重要となります。

(1) 学校教育における現状と課題

① 子どもたちをめぐる課題

- ・ 社会と連携・協働し、新しい時代に必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、新学習指導要領³が2020年度から順次実施されることに伴い、小学校の外国語教育などの新しい教科等への対応と、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進していくことが求められています。
- ・ 全国学力・学習状況調査結果では、授業の内容が分かると答える児童生徒が継続して増加していますが、特定の教科について全国平均との差が生じているほか、全国と比較して家庭学習時間が少ない現状にあることから、家庭学習の定着や教員の授業力向上への取組が課題となっています。
- ・ 携帯電話やスマートフォンなどが子どもたちにも急速に普及したことで、多様な情報に触れることが容易になった一方、SNS⁴（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用により犯罪に巻き込まれる事例や、インターネット上での誹謗中傷が深刻化するなどの課題が顕在化してきており、情報モラル教育をはじめ、子どもたちが適切に情報を取り扱う能力や、情報社会に主体的に対応する力を育成していく必要が学校教育にも求められています。
- ・ 平成28年（2016年）に開催された希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を契機として、児童生徒の運動やスポーツに対する意識が高まってきている中で、運動時間の多い児童生徒の割合や運動能力の高い児童生徒の割合が全国平均を上回っているものの、肥満傾向の児童生徒が全国平均を上回っているなど、運動に積極的に取り組む子どもと、そうでない子どもとの二極化傾向が進んでいるため、運動習慣を定着させる取組が求められています。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、教育インフラの充実が遅れており、一人ひとりの子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた支援や指導が求められています。
- ・ いじめ認知件数の増加は、学校において積極的な認知が進んでいる実績としては評価できる一方、いじめを一因とする自殺等の重大な事案の発生を防止するためにも、いじめの未然防止と早期に認知したいじめを組織的な指導体制等

により、適切に対処していくことが、今後、なお一層求められています。

- ・ 暴力行為の発生件数は、いじめの積極的な認知の促進に伴い、けんかなどのいじめが暴力行為へも計上されており増加傾向にあるものの、今後も全国水準より低い推移を維持しながら暴力行為の未然防止、早期発見・早期対応に力を入れて取り組む必要があります。
- ・ 不登校児童生徒数は、全国の中でもトップクラスに低い水準を維持していることから、いじめや学校不適応などの不登校原因の実態把握をしっかりと行い、引き続き、心のサポートや相談体制の充実に取り組む必要があります。

② 教員の人材確保・育成と環境整備

- ・ 定年による教員の大量退職や志願者数の減少などにより、全国的な教員不足が顕在化してきており、岩手県においても、今後、教員の大量退職が続くことが見込まれていることから、多様な評価に基づく採用選考試験などにより、高い志を持つ有為な教員の確保を図っていく必要があります。
- ・ 教員の資質能力の向上は、主として現場における実践の中で知識・技能が伝承されることにより行われてきましたが、今後、教員の大量退職により、新採用職員等の増加が見込まれること等から、教員のスキルを組織的にどのように継承していくかということなどが課題となっています。
- ・ 学校現場に求められる役割や期待が増大し、教員の負担が増加している中で、献身的教師像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を継続させていくことが困難となっていることから、「チームとしての学校⁵⁾」の推進など、学校における働き方改革を進めていく必要があります。

③ 高校卒業後の進学や就職を取り巻く環境

- ・ 平成 29 年 3 月の県内高校卒業生の大学等への進学率は 43.6%で、全国平均の 54.8%に対し低い水準にあります。年々大学等への進学率が増加している傾向にある中で、高校と大学の円滑な学びの接続や、2020 年度から導入される大学入学共通テストなどの大学入試制度改革への対応が求められています。
- ・ 労働市場構造や若者の職業観が変容してきている中、生産年齢人口の減少による全国的な人材獲得競争が激しさを増しています。

岩手県でも、近年、北上川流域を中心に自動車や半導体関連産業などの産業集積が急速に進み、県内企業の人材不足が深刻化している中で、平成 29 年 3 月の県内高校卒業生の県外企業等への就職率は、全国平均が 18.8%であるのに対し、32.2%と依然高い傾向にあります。

地域産業を支える人材を確保していくためには、岩手でも確かな雇用の機会が得られ、魅力ある企業が多数あることを子どもたちや保護者・教職員が十分に理解することが重要であり、大学等卒業後の U・I ターン等も見据えたキャ

リア教育など、産業界とも連携した取組を充実させていくことが求められています。

④ 学校の統廃合や施設の老朽化

- ・ 児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模化が進行する中で、教育の質の保証と学ぶ機会の保障を推進していく必要があります。

また、学校施設や社会教育施設の老朽化が進行していることから、計画的に施設の改修を行うなど、児童生徒が安心して学べる施設整備を進める必要があります。

(2) 社会教育における現状と課題

① 家庭の状況変化

- ・ 三世帯世帯の割合が減少し、ひとり親世帯が増加傾向にあるため、子育ての悩みなどを身近に相談できる相手がいない家庭の増加など、地域社会との関わり方が変容してきています。

教育を学校や他人に任せがちな保護者や、子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者に対して、地域と連携して家庭教育の重要性の啓発を図るなど、学校だけではなく、社会全体の教育力を向上させていくことが必要です。

② 地域コミュニティの変化

- ・ 都市部における人間関係の希薄化や、農村部における人口減少などにより地域コミュニティの力が低下してきており、地域の課題を地域で解決できなくなっている傾向にあります。

このため、教育振興運動などを通じた学校運営への参画や、文化芸術・スポーツなども含めた生涯学習を通じた地域活動やボランティア活動などの活性化を促すことにより、地域コミュニティの維持向上が図られていくことが期待されます。

③ 人生100年時代の到来

- ・ 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、平均寿命が著しく伸長し、今後、人生100年時代の到来が予測されている中、情報化やグローバル化の進展に伴う新しい知識・技術の習得や、心の豊かさや生きがいづくりなど、生涯にわたった多様な学習ニーズが高まっています。

また、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中では、生涯にわたって自ら学習し、学んだ知識や技能を生かして、定年後も働き続けるなど、地域社会に貢献し続ける人材が求められています。

このため、多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたって地域で活躍してもら

うための学び続けられる環境づくりが今まで以上に重要となっています。

④ 文化芸術・スポーツへの関心の高まり

- 文化芸術では、「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」が世界遺産に登録されるなど、岩手県の風土や伝統に根差した文化芸術が世界的に認められてきています。

また、スポーツでも、平成 28 年（2016 年）に開催した「希望郷いわて国体・いわて大会」に始まり、ラグビーワールドカップ 2019™の釜石開催や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを通じて、県民のスポーツへの関心が年々高まってきています。

地域における文化芸術やスポーツに触れる機会の増大は、子どもたちの心身の健やかな成長に加え、地域への誇りや愛着を深めるきっかけとなるとともに、それに関わる地域の人々の生涯を通じた学びにもつながっていくことから、学校教育だけでなく社会教育の面でも重要な役割を担います。

【用語解説】

¹人生 100 年時代：100 歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことで、リング・グラットンの著書「LIFE SHIFT -100 年時代の人生戦略」が世界中で話題となったもの。ある海外の研究では、2007 年に日本で生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きると推計されている（人生 100 年時代構想会議）。

²「岩手の幸福に関する指標」研究会：岩手の幸福に関する指標の策定等に当たり、専門的観点から研究・調査を行うために平成 28 年 4 月に県が設置した研究会。

³新学習指導要領：2016 年度に改訂された学習指導要領で、2020 年度から小学校、2021 年度から中学校、2022 年度から高等学校で全面实施される予定。

⁴SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

⁵チームとしての学校：複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子供たちの豊かな学びを実現するため、教員が担っている業務を見直し、専門能力スタッフが学校教育に参画して、教員が専門能力スタッフ等と連携して、課題の解決に当たることができる体制。

第2章 目標・取組の視点

1 目標

■ 基本理念

「学びと絆で 夢と未来を拓く
教育創造県いわて」の実現
～ 新たな社会を創造できる人づくり ～

少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化が急速に進展し、人口減少社会へ突入していくことは避けられない状況となっている中、資源に乏しい我が国が将来にわたって飛躍していくためには、人こそが最大の資源であり、個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる人材を社会全体で育てていくことが不可欠です。

未来の岩手をつくるのは、未来に生きる今の子どもたちです。人口減少が止まらず、ふるさと振興への期待が高まる中、子どもたち一人ひとりの人格の完成と夢の実現を支え、新たな社会を創っていく担い手として育てていくことが、これからの岩手の未来を拓く礎となります。

また、人生100年時代を迎えるにあたり、子どもたちを育むだけでなく、生涯を通じた学び直しやキャリアアップを通じて元気に活躍し続け、何歳になっても未来に夢と希望をもって暮らすことができる社会を実現していくことが、今後ますます重要となってきます。

県民一人ひとりにそのことを再認識してもらい、岩手らしさである多様な豊かさとなつながりの中で育む「学び」と、東日本大震災津波を経験し、世界中の人々からの応援に支えられながら県民一丸となって復興に取り組んできた「絆」の力のもと、全ての人々が自らも学び続け、その成果を地域づくりに還元しながら、主体的・相互的に教育に携わっていく県民総参加の「教育創造県いわて」を実現していくことが必要です。

また、県民が一丸となるためにも、教育委員会においては、全ての教職員に対して教育に携わる職業人として倫理観、使命感の一層の醸成に努めながら、県民の皆様からの信頼と期待に応えていきます。

今後 10 年間の岩手の教育振興は、「学びと絆で 夢と未来を拓く 教育創造県い
わて」の実現を基本理念に、「学校教育」と「社会教育」を柱とする、次の2つの
「目指す姿」の実現に向け、県民、教育関係者等の力を結集してその実現に一体と
なって取り組んでいきます。

■ 目指す姿

1 学校教育における目指す姿

**子どもたちが、地域とともにある学校において生き生きと学び、
夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバ
ランスのとれた「生きる力」を身に付けています。**

岩手県には、多くの偉人を育ててきた人づくりの土壌があります。

岩手の地にしっかりと足をつけ、リーダーとして地域を支える人材や、全国・世
界の舞台で活躍しながら岩手とのつながりを持ち続ける人材が、この岩手の地から
数多く輩出されてきていることにより、将来に夢を持ち努力し続けることの大切さ
を、岩手の子どもたちも身近に感じることができるようになってきています。

様々な可能性を秘めた岩手の子どもたちが、地域の歴史や文化などに触れながら
自己を実現するための夢や希望を持って育ち、将来、岩手で、世界で活躍していく
ための教育を進めていくことは、次世代の子どもたちが郷土への愛着や誇りを育む
ことにもつながり、紡がれた夢の広がり、豊かで希望あふれる岩手の未来を持続
可能なものにしていきます。

夢に向かって歩いていく子どもたちを育てていくことが教育の使命であり、その
ためには、岩手のもつ自然環境や様々な歴史、文化の資源など、多様な豊かさや地
域とのつながりの中で、知・徳・体を総合的に兼ね備えた社会に適応する能力を育
てる人間形成を目指し、岩手の子どもたちに「生きる力」をしっかりと身に付けて
もらう学びを実践していきます。

県民が主体的・相互的に連携しながら、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加を通じて、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。

健康志向の高まりや医学の進歩、生活水準の向上等により、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来が近づいてきています。

長い人生を健康で心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自ら学習し、生き生きと学び続けられる環境づくりが求められています。

いつまでも元気に社会の中で活躍し続けることは、地域づくりや文化芸術・スポーツ活動への参加などを通じて、豊かで活気のある地域社会の形成にも貢献することにつながります。

また、県民一人ひとりが学び続けていくことにより、自らの生活を充実させるとともに、人生の教師役として、地域の子どもたちの育成にも関わってもらうなど、岩手県の人と人とのつながりを大切にする「結（ゆい）」の精神と「絆」の力のもと、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動による学校と家庭・地域の協働など、県民総参加の「教育創造県いわて」の実現にもつながっていきます。

基本理念のもと、2つの目指す姿を県民ぐるみで実現していくために、教育行政を推進していくうえで重要なポイントとなる3つの取組の視点を掲げます。

視点1

岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進

岩手には豊かな自然環境や、世界遺産である「平泉の文化遺産」や「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」に代表される様々な文化財や伝統文化、原敬、後藤新平、新渡戸稲造、宮澤賢治など多くの偉人を輩出してきた歴史などがあります。

また、「結（ゆい）」の精神や、50年以上の長きにわたり地域ぐるみで岩手の子どもたちを育ててきた教育振興運動など、人と人とのつながりを大切にしてきた土壌もあります。

このような、自然環境などの多様な豊かさや、岩手県の長い歴史の中で引き継がれてきた地域コミュニティや伝統文化の力、県民みんなで支え合う人と人とのつながりなどの岩手ならではの強みを岩手県の学校教育にしっかりと位置付け、郷土を愛し、岩手県の未来を支えていく人材を岩手の教育で育てていく「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」を、教育行政の果たすべき責務として推進していくことが、「学びと絆で 夢と未来を拓く 教育創造県いわて」の実現に向けて取り組んでいくための重要な視点となります。

岩手県は平成23年（2011年）3月11日に東日本大震災津波を経験し、多くの尊い命が犠牲になり、子どもたちにも深い悲しみと心の傷を与え、多くの学びの場が奪われました。

忘れることができない大変つらい経験ではありましたが、その一方で、自然の怖さや命の大切さ、困難に直面してもあきらめることなく自ら考え行動する力、人とのつながりや助け合いの重要性など、多くの教訓を残してくれました。

この経験や教訓を学びに変え、県内外に発信し、後世に語り継いでいくことは、まさに、岩手県だからこそできる教育、やるべき教育の推進であり、この視点で取り組んでいきます。

視点2

郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成

人口減少や少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口が減少する中、全国的に様々な産業の分野において、慢性的な人手不足が懸念されています。

岩手県においても例外ではなく、農林水産業や医療・福祉・介護、商工業分野などの人材不足が深刻化しており、地域に定着し、地域産業を支えていく人材を、岩手の教育の中でしっかり育成していくことが急務です。

郷土への誇りや愛着を育むことにより、郷土をもっと良くしていきたいという「ふるさと振興」の意識が一層高まり、それが地域の発展を支える人材の定着につながっていくものと期待されます。

また、県外や外国で生活していたとしても、郷土への思いや、これまでのつながりが様々な形を変え、岩手の発展を支援することにつながっていくものと期待されます。

第4次産業革命¹やグローバル化の進展など、急激に変化する時代に対応し、持続的に発展が可能な地域社会を形成していくためには、地域の伝統文化や産業を支える人材育成は不可欠であり、そのためには郷土への誇りや愛着を持つ意識を醸成していく視点で取り組んでいきます。

視点3

学びの場の復興の更なる推進

東日本大震災津波の発災から（8）年が経過しましたが、被災した方々が安心して心豊かに暮らせる生活環境の実現に向け、支援体制を継続していくことが求められています。

このため、教育分野においても、県政の最重要課題の一つである東日本大震災津波からの復興を着実に推進していくため、地域の復興や防災に関する教育を推進していくとともに、被災した児童生徒の就学支援や心のサポートに、長期的な視点に立って、引き続き取り組んでいきます。

【脚注】

¹第4次産業革命：人口知能（AI）やIoT、ロボットなどのIT技術によって、製造業を中心に産業構造を大きく転換しようとする動き。

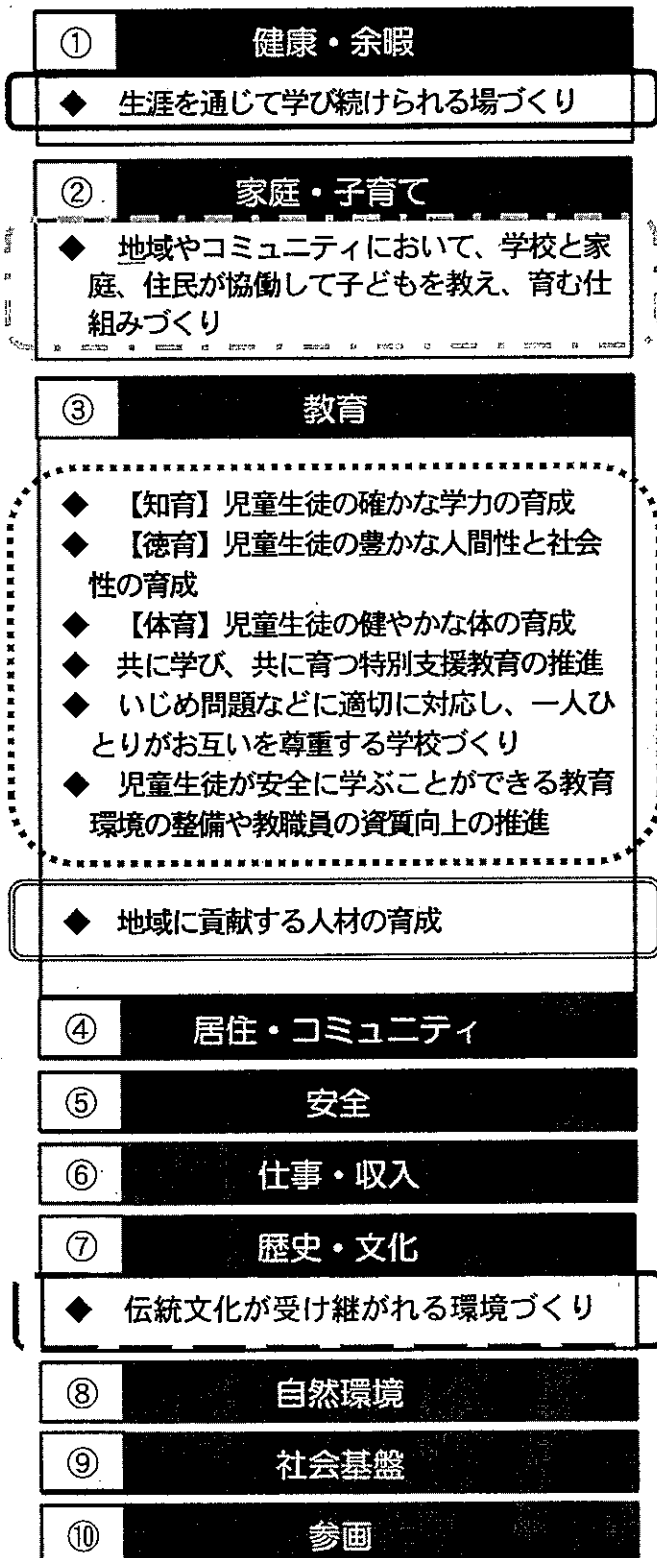
3

次期総合計画との柱立て項目の関係

次期総合計画との柱立て項目の関係を次のとおり整理します。

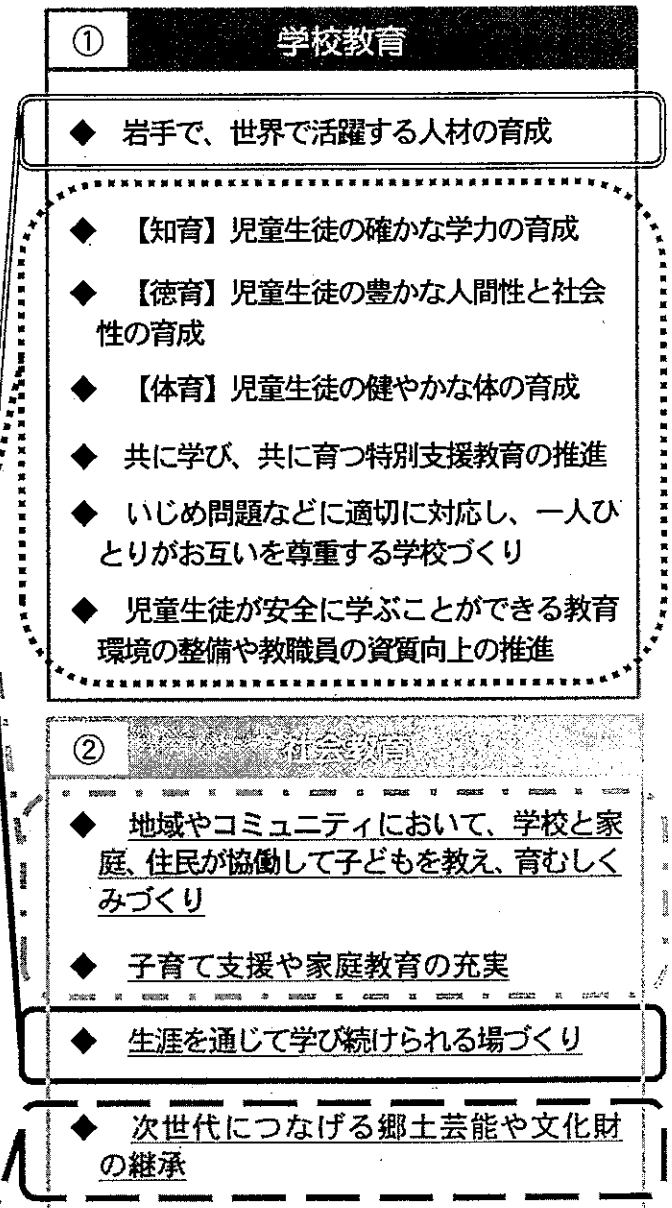
次期総合計画

幸福を守り、育てる 10 の政策分野



教育振興計画（仮称）

学校教育と社会教育の2つの政策分野



第3章 具体的な施策の内容

本章では、第2章で示したとおり、「学校教育」と「社会教育」の2つ政策分野における、今後10年間に実施する11つの具体的な施策の内容について、それぞれ次のとおり示します。

学校教育

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

(1) 現状と課題

- 1 東日本大震災津波発災からの時間の経過による記憶の風化や、震災後の様々な社会状況の変化を踏まえ、震災の経験や教訓を生かした「いわての復興教育¹」を引き続き推進し、県内外への発信や後世に語り継いでいく必要があります。
- 2 人口減少・少子高齢化が進行する中、ふるさと振興を推進するため、児童生徒や保護者に対し地域産業を支える地元企業への理解や関心を高める必要があります。
また、岩手県は、司馬遼太郎の著書の中で「明治以降の日本における最大の人材輩出県」と記されているなど、政治家や学問・思想の世界の優れた人物をはじめ多くの偉人を育ててきた県であることから、岩手県の子どもたちに岩手にゆかりがあることの誇りやふるさとへの愛着を醸成していく必要があります。
- 3 人口減少・少子高齢化の進行や岩手県の産業集積の進展を背景に、岩手県の地域づくりや産業を担う人材を育成するため、郷土への誇りと愛着の醸成や、地域産業を支える地元企業への理解や関心を高める取組などにより、キャリア教育やライフデザインを考える学習などを推進する必要があります。
- 4 グローバル化、情報化社会が進展する中、広い視野を持って岩手と世界をつなぐ人材（グローバル人材）、国際的な視点を持って地域で活躍する人材（グローバル人材）、イノベーション²を創出する人材の育成や、優れた才能・個性を伸ばす教育環境を整備していくことが求められています。

(2) 目指す姿

- 1 「いわての復興教育」の推進により、児童生徒が復興教育の理念に基づく「いきる」「かかわる」「そなえる」³という3つの教育的価値を身に付けています。
- 2 産業界とも連携し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育・職業教育の推進により、社会人・職業人として自立するために必要な基礎的素養や、社会の変化に対応し主体的に人生設計を立てて進路を選択できる能力が身に付いています。
- 3 英語をはじめとした外国語教育の強化や国際理解を促進するための交流事業の推進により、世界や地域で活躍するグローバル人材、グローバル人材が育っています。
- 4 科学技術やものづくり・理科・数学などに対する関心を高めるための教育環境整備の推進により、岩手の産業や地域を支える人材や、世界で活躍する人材など、優れた才能をもった児童生徒が育っています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 中学3年生及び高校3年生時に、目標とする英語力を有していると思われる生徒の割合	(2017) 中 37% (2017) 高 36%	中 47% 高 46%
② 自分の住む地域には、よいところがあると思う児童生徒の割合	今後調査予定	
③ 高卒者の県内就職率	(2017) 65.8%	85%
④ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小 86.5% 中 73.2%	小 96% 中 83%
⑤ 将来就きたいと思う職業を持っている生徒の割合	今後調査予定	

【目標設定の考え方】

- ① 異文化交流や、英語教育を推進することにより、岩手と世界をつなぐグローバル人材、地域で活躍するグローバル人材の育成を目指すもの。中学3年生は英検3級取得または英検3級相当以上の英語力、高校3年生は英検2級取得または英検2級相当以上の英語力を有する生徒の割合を、現状値から毎年度1%ずつ増加させることを目指すもの。
- ② 児童生徒や保護者に対して、地元企業や地域活動、岩手ゆかりの先人等についての理解を推進することにより、地域への誇りと愛着の醸成を目指すもの。県小・中学校学習定着度状況調査及び県立高校2年生を対象とした意識調査により、現状値及び目標値は今後の調査結果を踏まえて設定するもの。
- ③ 県内就職率の向上により、高校生の県内就業の促進を目指すもの。今後5年間で新たに創出される雇用者増が5千人規模となっていることから、各年度の技能職の雇用者増分に対応するために必要な高卒者の県内就職率の最高値を85.0%と見込み、2020年度に到達することを目指すもの。
- ④ 自らの生き方を考えるための基礎として将来の夢や目標を持った、小・中学生に成長することを目指すもの。全国学力・学習状況調査により、現状値から毎年度1%ずつ増加させることを目指すもの。
- ⑤ 夢や目標を具体化させていくために、何が必要か考えられる高校生に成長することを目指すもの。県立高校生を対象とした意識調査により、現状値及び目標値は今後の調査結果を踏まえて設定するもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 「いわての復興教育」の推進

- ・ 震災の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間の交流による被災地訪問学習や、震災学習列車による体験学習などに取り組みます。
- ・ 震災後の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応するため、「いわて復興教育」の成果発表会の開催や、「いわての復興教育」プログラムの見直しによる副読本の改訂などに取り組みます。
- ・ 地域防災を支える子どもたちを育成するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、県内全ての学校が子どもたちの発達段階に応じた防災教育に取り組みます。

2 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進

- ・ 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、ボランティアなどの地域活動への積極的な参加を促す取組を推進します。
- ・ 児童生徒や保護者、教員の地域企業等への理解や関心を高めるため、発達段階に応じた職場体験、インターンシップ等を充実させるとともに、県内の産業界等と連携した企業見学会や説明会の開催などに取り組みます。
- ・ 地域の環境に関する理解や意識を深めるため、関係機関と連携し、ジオパーク学習のための教育プログラム開発や、環境学習施設を活用した総合的な学習・特別活動などに取り組みます。

3 キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

- ・ 各学校で「キャリア教育全体計画⁴⁾」を策定し、児童生徒の職業観や勤労観を育成するため、発達段階に応じて職場体験、インターンシップ等の体験的な学習を充実させるとともに、県内の産業界等と連携し、保護者や教員を対象とした企業見学会や説明会の開催などに取り組みます。
- ・ 児童生徒が意欲的に夢を追い求め、実現できる「人生設計力」を育むため、外部人材等を活用したライフデザインに関する講演や、将来の夢の実現に向けた職場体験などの体験活動等に取り組みます。

4 岩手と世界をつなぐ人材の育成

- ・ 児童生徒の異文化への理解を深めるため、海外への修学旅行や海外派遣等による国際交流の機会、県内に居住する外国人・留学生等との交流を深める体験機会の拡充などに取り組みます。
- ・ 児童生徒の英語コミュニケーション能力を向上するため、小学校教員の英語指導力向上に向けた実践的な研修の充実や中学校・高等学校における教員研修の改善、児童生徒の学習意欲の向上に向けた外部検定試験の活用やイングリッシュキャンプの実施などを推進します。

5 イノベーションを創出する人材の育成

- ・ 専門人材の活用による講演や研究事業等を活用し、理科・数学への関心を高め、児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
- ・ 産業界と連携し、これからの技術革新に対応するために求められる資質・能力を共有の上、専門技能等の習得を含めた教育の充実を図ります。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、復興教育プログラムやキャリア教育指針に示されている考え方に基づき、それぞれの実情に応じて、復興教育及びキャリア教育に取り組みます。
また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、県等が実施する国際的な人材を育成する事業に参加した児童生徒を中心に、各学校においてその成果を他の児童生徒へ波及させる工夫を行い、学校の外国語教育等への充実に取り組みます。
- 2 家庭及び地域は、学校と連携し復興教育やキャリア教育を進め、地域を支える人材を育成します。
- 3 産業界は、学校と連携し、児童生徒や保護者が地域産業や伝統産業等に理解を深める学習を支援するほか、社会で求められる資質・能力の習得を図る教育へ支援します。
- 4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域及び関係機関と連携しながら、復興教育・キャリア教育の考え方や実践例を紹介し共通理解を図りながら、学校の取組を支援します。

また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、様々な生きた外国語に触れる交流事業等を実施し、児童生徒が体験できる機会を拡充するほか、学校における理数教育の充実に向けて、各産業界についての情報などを提供しながら、学校の取組を支援し、イノベーションを創出する人材育成を目指します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
① 「いわての復興教育」の推進 ・ 震災の教訓や、教育的価値が継承される復興教育プログラムの推進	いわての復興教育スクール・交流学习スクール・震災学習列車活用スクールの実施		
	副読本の改訂	復興教育副読本の活用	
	児童生徒による実践発表会の開催		

<p>② 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手の豊かな自然や文化、先人達等について学び、ふるさとへの誇りと愛着を醸成 ・ 産業界等との連携による、地域産業等への理解の促進 			
<p>③ キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校策定の「キャリア教育全体計画」の実情に応じた着実な実施 ・ 発達段階に応じた、産業界等と連携したインターンシップ等の体験的な学習の充実 ・ 産業界と連携した児童生徒や保護者等の地元企業等への理解の促進 ・ 児童生徒が主体的に人生設計を立て、決定する「人生設計力」の育成 	<p>指針の改訂</p>		
<p>④ 岩手と世界をつなぐ人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異文化への理解や、外国人と触れあう体験交流に推進 ・ 小・中・高を通じた英語教育の推進や、コミュニケーション能力の育成 			
<p>⑤ イノベーションを創出する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人材による、科学技術への探究心を高める取組の推進 ・ 産業界と連携した、専門技能等の習得を含めた教育の充実 			

総合的な学習時間等を活用した、地域理解を醸成する学びの推進

産業界等と連携した、地域産業や伝統産業を理解する学びの推進

指針の改訂

各学校におけるキャリア教育全体計画の毎年度着実な実施

各学校におけるキャリア教育の充実

産業界等との連携による地域産業の担い手育成の取組推進

各学校における教科横断的な指導の充実

各学校における外部人材等を活用した学びを推進

異文化等に触れ、外国人と触れ合う体験交流

小学校から高校までの英語教育の推進

英語能力を客観的に測定するテスト等の受検促進

各学校における授業と連動した外部人材活用による事業展開

専門高校を中心に、産業界と連携した専門技能等の習得に繋がる教育の充実

【用語解説】

¹いわての復興教育：東日本大震災津波の体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り開く力を育むとともに、県内の全ての学校が心をつなげて震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための教育。

²イノベーション：本来は「革新」や「一新」という意味であるが、ただ単に新しくするのではなく、これまでの常識が変わるほど社会を大きく動かす技術的な革新や、新しい概念を指す。

³「いきる」「かかわる」「そなえる」：【いきる】（生命や心について）【かかわる】（人や地域について）【そなえる】（防災や安全について）。東日本大震災津波の体験からクローズアップされた教育的価値を3つに分類し、それぞれに【いきる】【かかわる】【そなえる】というテーマを付けたもの。「いわての復興教育」は、震災の経験を後世へ語り継ぎ、自らのあり方を考え、未来志向の社会を作るために、3つの教育的価値を育てることを目的としている。

⁴キャリア教育全体計画：学校の教育活動全体を通してキャリア教育に取り組むために、児童生徒の実態や学校の課題を明らかにし、各学校におけるキャリア教育に関する目標を示したもの。

2

【知育】児童生徒の確かな学力の育成

(1) 現状と課題

- 1 複雑で予測困難な時代の中で、児童生徒が未来を切り拓いていくための「生きる力」を身に付けることが求められており、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらに推進する必要があります。
- 2 学習定着度を測定する調査等の分析結果を活用した学力向上対策に取り組んでいますが、平成 30 年度全国学力・学習状況調査では、平均正答率において岩手県の状況は、中学数学Aの 62%（全国 66%）、中学数学Bの 43%（全国 47%）と、全国平均を大きく下回っている教科があるほか、家庭における学習時間が、全国平均と比べて少ない状況にあります。
- 3 児童生徒自らが希望する進路を実現できる環境を整備し、主体的に未来を開拓する多様な人材を育成する必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 各学校において、学校や児童生徒等の実態把握に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が行われ、幼児児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や主体的に学ぶ態度が身に付いています。
- 2 学力の定着を一層図るために、保護者が主体的に子どもの家庭学習に関わるなど、家庭や地域と連携・協働した家庭学習等の充実により、幼児児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着が図られています。
- 3 産業界が求める人材や、国において進められている高大接続改革¹等の方向性を見据え、学習内容の充実や学校評価の改善に向けた取組を進め、生徒が目指す進路が実現されています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 全国学力・学習状況調査における正答率が全国平均以上の児童生徒の割合	小：国 58% 小：算 50% 中：国 56% 中：数 46%	調整中
② 主体的に学ぼうとする児童生徒の割合	小 32% 中 29% 高 31%	小 42% 中 39% 高 41%
③ 「勉強が好き」と答える児童生徒の割合	小 32% 中 25%	小 42% 中 35%

【目標設定の考え方】

- ① 全国学力・学習状況調査を活用し、児童生徒一人ひとりに全国水準以上の学力を身に付けることを目指すもの。目標値については調整中。
- ② 興味・関心から主体的な学習態度を導き、学力向上が図られることを目指すもの。県小・中学校学習定着度状況調査及び県立高校2年生を対象とした意識調査により、現状値から毎年度1%ずつ増加させることを目指すもの。
- ③ 小・中学校、高等学校の各学校が、授業改善や授業と連動した家庭学習などに取り組むことにより、授業の内容がわかり、自立的な学習に取り組む児童生徒が増え、学力向上が図られることを目指すもの。全国学力・学習状況調査により、現状値から毎年度1%ずつ増加させることを目指すもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ・ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など全ての学習の基盤となる、児童生徒の資質・能力を確実に育むため、ICT・新聞・統計資料などを活用した学習や、教科横断等による問題発見・解決学習などに取り組みます。
 - ・ 幼児期における教育の充実を図るため、関係機関の連携体制を構築するなど幼保小連携の推進や、教員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みます。
 - ・ 幼稚園等から高校教育までの円滑な接続を推進するため、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校における学びの状況を中学校と共有するなど小中連携の取組の推進、小中・中高が合同した教員研修の充実などに取り組みます。

2 諸調査やICTの活用などによる児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

- ・ 児童生徒の学習上のつまずきに対応したきめ細かな指導を行うため、諸調査の内容改善と調査結果の効果的な活用、学校訪問指導の改善、校種横断的な連携の取組など、学校や児童生徒等の実態把握に基づくCAPDサイクル²による授業改善を推進します。
- ・ 学校における授業改善などを支援するため、各種学習調査結果等のデータを活用した効果的な指導方法や学校運営等に関する研究、小中高一貫したデータの構築等に関する研究などを推進します。
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成や各教科等の学習の充実を図るため、ICT環境を整備し、教員の指導力の向上や外部人材の活用などにより、ICTを活用した効果的な授業を推進します。
- ・ 児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上のため、家庭や地域と連携し、授業と連動した計画的で効果的な家庭学習の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の学習面・生活面へのきめ細かな指導の充実などを図るため、少人数教育や学習進度などに応じた教育を推進します。

3 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

- ・ グローバルに活躍する人材や地域課題解決を牽引する人材など、将来の岩手県の発展を担う多様な人材を育成するため、大学等との連携による探究的な学習の推進など、生徒の課題発見・解決能力の育成に取り組みます。
- ・ 高校生の希望する進路を実現するため、大学入試制度改革に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携による専門技術等の習得などに取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、学校長のマネジメントのもと、それぞれの課題に応じた学力向上対策へ組織的に取り組むとともに、児童生徒の学習上のつまずきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、学力向上のためのCAPDサイクルに基づく取組を推進します。
- 2 家庭は、家庭学習の習慣付けや学習に関する動機付けなど、家庭における学習環境の改善に取り組みます。
また、早寝早起きや、テレビやスマートフォンの適切な視聴や使用など、家庭における生活習慣の改善に取り組みます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、連携を強化しながら、学力向上に組織的に取り組

む学校の優良事例等を他の学校に広げ、教員の指導力等資質の向上を図るとともに、家庭・地域と協働した学校の家庭学習の充実などの取組を支援します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
<p>① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習基盤となる資質・能力の育成 幼保小連携の推進 幼児期から高校教育までの円滑な接続を推進 	<p>学習指導要領の着実な実施に向けた取組支援</p> <p>改訂周知</p> <p>言語能力、問題発見・解決能力等の基盤となる資質能力の育成</p> <p>就学前から高校教育までの各段階の連携の推進</p> <p>個々の学習段階に沿ったきめ細かな指導</p>		
<p>② 諸調査やICTの活用などによる児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸調査等の抜本的な改善と分析・活用の推進 ICT機器を効果的に活用した新たな学びの推進、諸調査結果等のビッグデータの分析による指導方法等の改善 教科横断的な授業改善や、効果的な教育課程の編成の推進 授業と連動した計画的な家庭学習の充実 	<p>調査設計・新調査実施</p> <p>データの構築・分析、調査の継続実施</p> <p>データ分析・研究</p> <p>研究成果の普及、継続的な研究実施</p> <p>基盤整備</p> <p>ICT機器等の整備及び活用を推進</p> <p>教授方法の改善研究</p> <p>各校種等に応じた、教授方法の改善を踏まえた、効果的な教育課程の編成</p> <p>授業と連携した計画的な家庭学習の充実</p> <p>情報共有による的確な指導体制</p>		
<p>③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルに活躍する人材、岩手県の発展を支え創造する人材育成 高大接続改革等を通じて求められる学力育成のための授業改善の推進 	<p>グローバル・グローバルに活躍する人材育成</p> <p>高大接続改革に向けた事業改善、推進</p> <p>共通テストを踏まえた事業改善、推進</p> <p>新学習指導要領対応入試に向けた事業改善、推進</p> <p>新学習指導要領対応入試を踏まえた事業改善、推進</p>		

【用語解説】

¹ 高大接続改革：高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革を通じて学力の3要素を確実に育成・評価する三者の一体的な改革。

² CAPDサイクル：「C（現状把握・分析）現状の問題点を把握し原因を分析する」、「A（改善）改善内容を立案」、「P（計画）改善案を基に具体的な施策を計画」、「Do（実行）計画に基づき施策を行う」サイクルで、改善から次の計画までのサイクルが循環しやすい、より実効性の高い連続性をもった改善サイクル。

(1) 現状と課題

- 1 平成 30 年度から小学校、平成 31 年度から中学校で、道徳が「特別の教科」化されるなど、「考え、議論する」道徳授業¹を要とする、社会の中で共存していく人間性や社会性を育成するための道徳教育の充実が求められています。
- 2 平成 30 年度全国学力・学習状況調査結果によると、いじめをいけないことだと思う児童生徒の割合は、小学校 89.1%、中学校 84.6%と増加していますが、こうした傾向を更に高めていく必要があります。
- 3 平成 29 年度子どもの読書状況調査結果では、岩手県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向（1 か月の読書冊数：小学校 5 年生 16.4 冊（全国 11.1 冊））にあることから、生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていく必要があります。
- 4 児童生徒の豊かな情操や感性の醸成などに向け、学校における文化部活動や文化芸術鑑賞などが広く行われていますが、郷土の伝統文化を含めた優れた文化芸術に触れる機会を更に充実させる必要があります。
- 5 家庭や地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮し、学校と一体となって児童生徒に人間性と社会性を育むため、学校や家庭及び地域社会のそれぞれの役割と責任を確認し、相互の連携を一層強めていく必要があります。
- 6 選挙権年齢や成年年齢の 18 歳への引き下げに伴い、児童生徒に対し、自立した社会人として、他者と連携・協働しながら社会を形成する力や、社会生活において合理的に意思決定できる力を育成することが求められています。

(2) 目指す姿

- 1 学校・家庭・地域との連携による道徳教育の充実や、自然体験活動・読書活動等を通じて、児童生徒一人ひとりの豊かな情操や自己肯定感²が育成されるとともに、良好な人間関係を構築できる協調性や、自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重するなどの基本的な道徳性や規範意識が身に付いています。
- 2 文化芸術鑑賞や文化部活動などにより、生涯を通じて伝統文化や芸術に親しむことにより、豊かな素養が身に付いています。

- 3 主権者教育や消費者教育などを通じて、主体的に社会形成に参画する態度を養うことにより、主権者としての自覚と政治的教養や、自立した社会人として合理的に意思決定できる力などが身に付いています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合	小 66% 中 60% 高 57.1%	小 76% 中 70% 高 67%
② 相互に助け合い、高め合うことを通じ、自他の良さを認め合う学級であると感じている児童生徒の割合	今後調査予定	
③ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小 84% 中 78.9% 高 65.2%	小 94% 中 88% 高 75%
④ 児童生徒の1カ月の読書冊数（小学校5年生、中学校2年生・高校2年生）	(2017) 小 16.4冊 中 4.5冊 高 2.4冊	調整中
⑤ 「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合（小学校・中学校・高等学校）	小 60% 中 50% 高 40%	小 70% 中 60% 高 50%

【目標設定の考え方】

- ① 規範意識が身に付き、主体的に社会参加する態度を育むことを目指すもの。県小・中学校学習定着度状況調査及び県立高校2年生を対象とした意識調査により、現状値から毎年度1%ずつ増加させることを目指すもの。
- ② 子ども達の豊かな情操や道徳心を培い、他者への思いやりや人間関係を構築する力を育むことを目指すもの。県小・中学校学習定着度状況調査及び県立高校2年生を対象とした意識調査により、現状値から毎年度1%ずつ増加させることを目指すもの。
- ③ 成功体験等を通じ、自己肯定感の高まりなどを通じた豊かな心の育むことを目指すもの。県小・中学校学習定着度状況調査及び県立高校2年生を対象とした意識調査により、現状値から毎年度1%ずつ増加させることを目指すもの。
- ④ 児童生徒の1か月の読書冊数を増加させることを目指すもの。目標値は調整

中。

- ⑤ 読書活動に対する前向きな意識の児童の割合として、現状値から毎年度1%ずつ増加させることを目指すもの。

③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

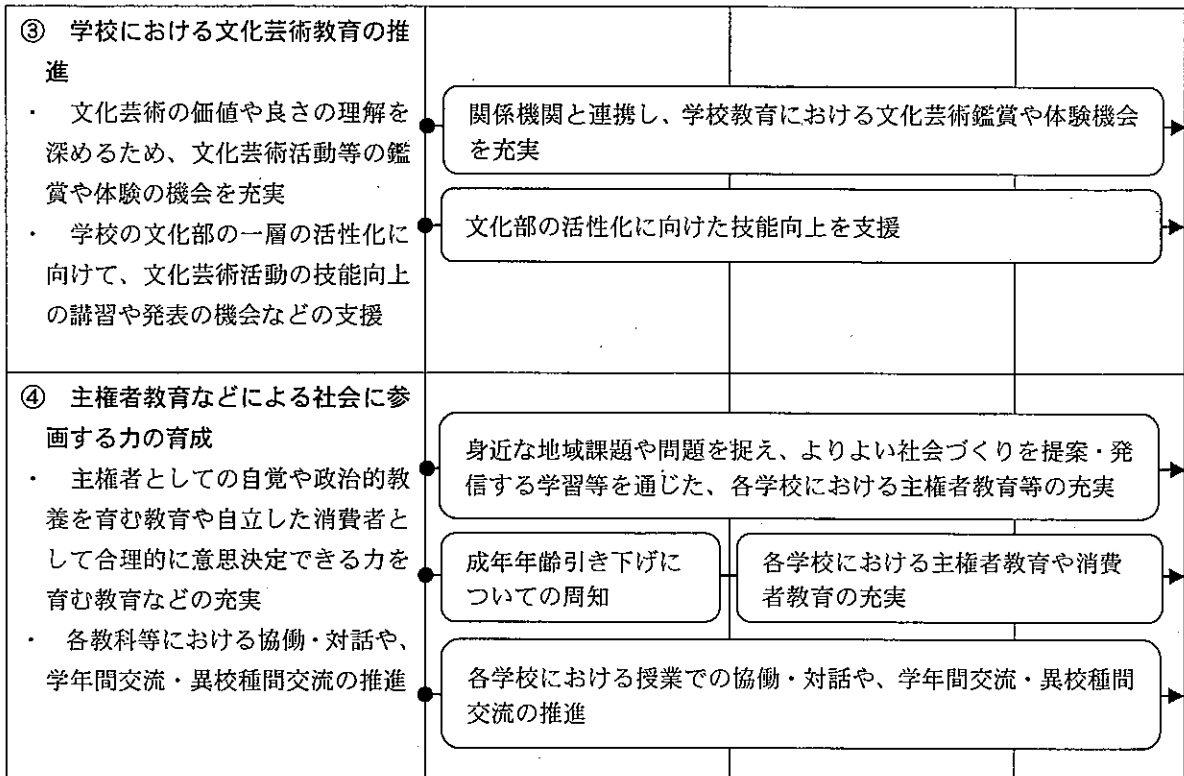
- 1 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
 - ・ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、道徳の指導方法の改善に向けた教員研修や、学校行事等を通じた児童生徒の話し合いの機会を拡充するなど道徳教育の充実に取り組みます。
- 2 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
 - ・ 幼児児童生徒が達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
 - ・ 素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした活動等の充実に取り組みます。
- 3 学校における文化芸術教育の推進
 - ・ 文化芸術への理解を深めるため、優れた文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
 - ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
- 4 主権者教育などによる社会に参画する力の育成
 - ・ 成年年齢引き下げに対応し、児童生徒が、主体的に社会の形成に参画するため、地域課題の学習等を通じた主権者教育や、多様な契約、消費者保護のしくみなどを学習し、社会の発展に寄与する態度を育成する消費者教育に取り組みます。
 - ・ 児童生徒が他者と連携して、よりよい社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業等でのグループ活動や話し合いを充実させるとともに、学年間交流、異校種間交流などに取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、「豊かな人間性や社会性を育む教育」を学校経営計画の重要な柱として明確に位置付け、道徳教育や体験活動、文化芸術活動などに取り組んでいきます。
また、家庭・地域・行政との連携による教育活動の推進をするとともに、学校図書館の整備・充実、学習指導要領を踏まえた読書活動の推進を通じ、読書習慣の形成・読書の機会の確保により、読書への関心を高めます。
- 2 家庭は、地域で行われる様々な体験活動に、積極的に子どもを参加させます。
- 3 地域及び企業等は、学校と協働して行う地域学校協働活動としてのボランティア活動や読書活動などの様々な体験活動への支援、協力を行います。
- 4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域や関係機関と協働した各学校における道徳教育や、読書活動や体験活動の充実などの取組を支援します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
① 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成 ・ 「特別の教科 道徳」等の実施により「考え、議論する道徳」の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「特別の教科 道徳」等の実施による「考え、議論する道徳」教育の充実</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">小中学校 完全実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">意図的な全体計画及び別業、年間指導計画に基づく効果的な指導方法の研究による授業改善</div> </div> </div>		
② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成 ・ 達成感や成功体験から課題解決能力を身に付けるための体験活動の推進 ・ 物事に主体的に関わり素直に感動できる豊かな情操を育てる読書活動の充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各学校における社会を生き抜く力を育むための自分自身との対話や実社会との関わりを考える機会となる様々な体験活動の推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第4次いわて子ども読書プランの周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第5次いわて子ども読書プランの策定に向けた準備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第5次いわて子ども読書プランの策定</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">子どもの読書状況調査実施による読書に親しむ児童生徒の状況の把握と対応</p> <p style="margin-top: 10px;">読書ボランティアや学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修機会の提供</p> </div>		



【用語解説】

¹「考え、議論する」道徳授業：授業の中で、道徳的価値や問題について、学級の友達ともっと話し合いをしながら、多様な観点から各自の考えを磨き合い、自己との対話を深めながら実践へつなげていくことができる道徳科の目指す授業像を端的に表しているもの。

²自己肯定感：自分のよさや価値を前向きに受け止め、自分は大切な存在で周囲から必要とされている等と、自分自身を肯定的に受け止める感覚や感じ方のこと。

(1) 現状と課題

- 1 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会が開催され、ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を間近に控えるなど、運動やスポーツに対する県民の意識が高まっています。
- 2 平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、児童生徒の一週間の総運動時間(小学校 5 年生女子 723 分(全国 668 分)等)や、体力合計点(中学校 2 年生男子 44.22 点(全国 41.96 点)等)、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合(小学校 5 年生女子 89.0%(全国 87.3%)等)は全国平均を上回っている一方で、肥満傾向¹の児童生徒の割合(8 歳 12.06%(全国 6.9%)等)が、全国平均を上回っています。
また、運動に積極的に取り組む子どもと、そうでない子どもとの二極化傾向が見られます。
- 3 部活動は、生徒の多様な学びの場としての重要な意義を持つ一方で、長時間練習や教職員の多忙化などの弊害も指摘されており、適切な部活動を推進していくとともに、地域での受け皿となる総合型地域スポーツクラブ²との連携を図っていく必要があります。
- 4 生活習慣が多様化する中で、偏った食事や不規則な食事などの食習慣の乱れや、スマートフォン等の過度な利用による睡眠時間の不足などが心身に影響を及ぼしており、生涯の健康を支える力の育成が必要です。
- 5 喫煙・飲酒・薬物乱用、感染症やがんなどの健康に関する問題を防止するため、児童生徒が健康についての正しい知識に基づき、自ら考え判断できる力を身に付ける必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 全ての児童生徒が自らの体力や健康に関心を持ち、体育授業や部活動を通じて運動に親しむ資質や能力を身に付けることにより、健康の保持増進と体力の向上を図り、生涯にわたる健康な生活に必要な力が身に付いています。
- 2 家庭や地域と連携した健全な食生活と、健康と命の大切さを教える学校保健活動や食育等により、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培い、

基本的な生活習慣が身に付いています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合（小学校5年生と中学校2年生の集計値）	(2017) 81.3%	82.4%
② 「運動やスポーツをすることが好き・やや好き」と答える児童生徒の割合（小学校5年生と中学校2年生の集計値）	(2017) 88.6%	89.7%
③ 「定期健康診断」の肥満度が正常の範囲とされる児童生徒の割合（小学生と中学生の集計値）	(2017) 87.6%	調整中

【目標設定の考え方】

- ① 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するとともに、明るく豊かで活力ある生活を営む態度の育成の基盤をつくるため、発達段階である小学校及び中学校段階の体力・運動能力の向上を目指すもの。全国体力・運動能力、運動習慣等調査により、現状値から毎年度0.1%ずつ増加させることを目指すもの。
- ② 「運動やスポーツをすることが嫌い・やや嫌い」の児童生徒の割合を減らし、興味・関心から主体的に運動やスポーツに触れ、スポーツの多様な楽しみ方を共有することができることを目指すもの。現状値から毎年度0.1%ずつ増加させることを目指すもの。
- ③ 小学校及び中学校の時期における肥満傾向と判定される児童生徒及び痩身傾向と判定される児童生徒の割合を減らし、肥満度が正常と判断される児童の生徒の割合を増やして健やかな体の育成を目指すもの。東北地区の上位(H20～H29の平均最小値)レベルまで肥満傾向児出現率を低減することを目指すもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実

- ・ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力調査結果を踏まえた地域ごとの体力向上に向けた課題に対応した取組の推進や学校の指導者研修会を実施します。
- ・ 幼児児童生徒に運動やスポーツに親しむ習慣を身に付けさせるため、1日60分以上、運動やスポーツに親しむ取組である「希望郷いわて元気・体力アップ60運動³」を推進します。

- ・ 児童生徒が、体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善に向けた指導者研修等の実施などにより、指導の充実を図ります。
- ・ 児童生徒がスポーツの意義や価値を学び、スポーツへの興味・関心を高めるため、オリンピック・パラリンピアンを各学校へ派遣するなど、オリンピック・パラリンピック教育⁴を進めます。

2 適切な部活動体制の推進

- ・ 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむ環境づくりを推進するために、「岩手県における部活動の在り方に関する方針⁵」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。
- ・ 高校生の部活動指導体制の充実を図るため、スポーツ特別強化指定校⁶に対し、優秀指導者⁷を長期的に配置します。
- ・ 部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による学校ごとの部活動連絡会の開催や地域スポーツクラブ等と連携した部活動指導員の研修などに取り組みます。

3 健康教育の充実

- ・ 児童生徒の肥満予防・改善を図るため、学校と家庭・地域が連携し、体験活動を通じた食への理解促進や、家庭への望ましい食習慣と適度な運動習慣づくりに関する啓発など、児童生徒の実態に応じた指導等に取り組みます。
- ・ スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、幼児児童生徒に基本的な生活習慣の定着を図るため、保護者、地域、関係団体等と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 食育⁸推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめ教職員が、児童生徒の実態に即した食に関する指導ができるよう、各学校における食育の実践を相互に発表するなど、研修内容の充実を図ります。
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するため、がん教育のほか、喫煙・飲酒・薬物乱用、感染症等、健康に関する問題を防止するための講習会等の実施など、家庭・地域への継続的な普及啓発に取り組みます。
- ・ メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、地域の専門機関等が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能

力向上を図るための研修などに取り組みます。

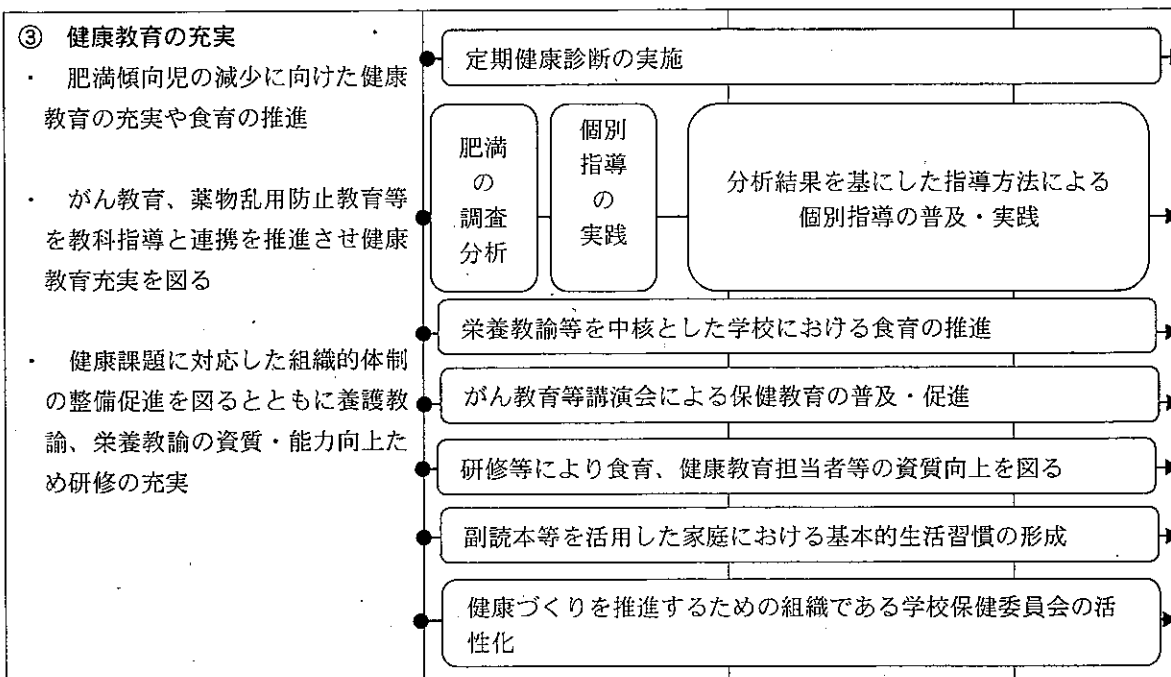
- ・ 児童生徒自身が、命の大切さや望まない妊娠の防止、性感染症の予防等について正しい知識を身に付けることができるよう、関係機関と連携した効果的な指導体制を構築します。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが運動習慣を身に付けることができるよう取り組みます。
また、学校全体として部活動の指導・運営に係る適切な体制を構築します。
- 2 家庭や地域は、学校と協働しながら、運動習慣、基本的な生活習慣や、望ましい食習慣の形成の推進などに取り組みます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、家庭や地域と協働した学校の主体的な取組を支援します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）			
	2019～2022	2023～2026	2027～2028	
① 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の普及・拡大 ・ 学校における体力向上の取組や体育・保健体育授業改善に向けた研修の充実 ・ スポーツの意義や価値を学ぶオリバラ教育の推進 ・ 幼児期の運動遊びに係る指導力の向上及び保護者への啓発促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の体力・運動能力調査結果を踏まえた取組の推進 		→	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の普及・拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 希望郷いわて元気・体力アップ60運動による運動習慣の形成 		→
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における体力向上の取組や体育・保健体育授業改善に向けた研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修や講習会による教員等の指導力向上 		→
	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツの意義や価値を学ぶオリバラ教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● オリビアン等が直接指導するオリバラ教育の推進 		→
	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の運動遊びに係る指導力の向上及び保護者への啓発促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導方法の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究成果による幼児期の運動遊びの普及・実践 	→
② 適切な部活動体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」の普及・推進 ・ 高校生の部活動指導体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 部活動の在り方に関する方針の普及・促進による適切な部活動体制の推進 		→	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校生の部活動指導体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導者研修等による運動部活動の支援 		→
		<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ特別強化指定校の指定による高校生の部活動の指導体制の充実 		→



【用語解説】

¹ 肥満傾向：5歳から17歳を対象とした学校保健統計調査。肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重を求め、肥満度が20%以上の者である。 $(\text{肥満度} = [\text{実測体重 (kg)} - \text{身長別標準体重 (kg)}] / \text{身長別標準体重 (kg)} \times 100 (\%))$ （「平成28年度学校保健統計（学校保健統計調査報告書）の公表について」より）。

² 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで（多世代）、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が（多目的）、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

³ 希望郷いわて元気・体力アップ60運動：希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催を契機として、児童生徒が1日に合わせて60分以上運動（遊びや生活行動を含む）やスポーツに親しむことを目指した取組の総称。

⁴ オリンピック・パラリンピック教育：オリンピック・パラリンピックを題材にして、(1) スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上、(2) 障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画（「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「創る」）の定着・拡大、(3) 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成の推進を図る。

⁵ 岩手県における部活動の在り方に関する方針：スポーツ庁が平成30年3月に示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、関係団体の代表者により構成される策定会議を経て、平成30年6月に策定しました。本方針は、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ環境づくりを目指して、適切な運営のための体制整備や適切な休養日や活動時間の設定について示しています。

⁶ スポーツ特別強化指定校：当該競技種目のスポーツ振興に関して、学校及び地域からの協力・支援体制が整備されており、かつ全国高等学校体育大会等において複数年優秀な成績を収めた学校（運動部活動）から選定。

⁷ 優秀指導者：これまでの指導実績等を考慮するとともに、熱意と意欲のある指導者の中から、県教育委員会が認定を行う。

⁸ 食育：食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

(1) 現状と課題

- 1 国において、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」が策定されるなど、全ての学校における特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。
- 2 児童生徒の障がいの状態が多様化しており、個々の教育ニーズに応じた支援を充実していく必要があります。
- 3 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、各学校においては、一人ひとりに応じた教育が実現されるよう試行錯誤を重ねながら、指導や支援を進めています。
- 4 特別支援教育サポーターの登録者数の増加など、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解は進んでいますが、共生社会の形成に向けて、関係機関との連携を図りながら、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解が更に促進されるよう取組を進める必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 幼稚園から高等学校まで、特別な支援のための教育環境が整い、就学前から卒業後までの、切れ目のない一貫した教育が実現しています。
- 2 児童生徒一人ひとりが、その存在が認められ、個々の教育的ニーズにきめ細かく応える支援体制のもと、地域の学校で全ての児童生徒に対する「共に学び、共に育つ教育」が実現しています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 学校が、幼児児童生徒一人ひとりの障がいや特性等を十分に把握し、日常の指導や支援を行っていると感じている特別支援学校の保護者の割合	60%	70%
② 「交流籍」を活用した交流及び共同学習を行い、特別支援学校の児童生徒の良さを感じたり、認めたりすることができた小・中学校等の児童生徒の割合	50%	100%

【目標設定の考え方】

- ① 幼児児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導と必要な支援が実行されていることを目指すもの。現在、約 60%の保護者が高評価であることから、5年後に 70%の評価その後その評価を維持することを目指し、2022 年度まで、現状値の毎年度 2%の増加、その後は維持向上することを目指すもの。
- ② 交流籍を活用した交流及び共同学習を通じて、特別支援学校に在籍する児童生徒への理解が深まることを目指すもの。現状値を特別支援学校の児童生徒の良さを感じている児童生徒を約半数と仮定し、10 年後の 2028 年に 100%を目指し、現状値の毎年度 10%の増加を目指すもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、「個別の指導計画²⁾」や「個別の教育支援計画³⁾」に基づく指導の充実を図るとともに、引継ぎシート⁴⁾や就学支援ファイル⁵⁾等を活用し、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等の各学校段階における引継ぎが適切に行われるよう取り組みます。
- ・ 就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒の理解を促進する特別支援学校技能認定制度⁶⁾や就労サポーター制度の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

2 特別支援教育の多様なニーズへの対応

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、交流籍⁷⁾を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流や共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、「通級による指導⁸⁾」を進めます。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への看護師の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための看護師を対象とした研修を実施します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、特別支援学校の整備計画を策定し、計画に基づき、市町村などの関係機関との調整を進めます。

- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等に適切な助言や援助を行います。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の外部専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校におけるAT（アシスティブテクノロジー）⁹やICT機器の更なる活用を推進します。

3 教職員の専門性の向上

- ・ 幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各学校の取組について協議や情報交換を行うなどの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加の促進のため、ATやICT機器を活用した実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。

4 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 幼稚園、保育所及び学校は、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組みます。
- 2 家庭、地域は、サポーターとして、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する教育活動に協力します。
- 3 企業は、生徒の進路実現のために、技能習得への助言や就労の支援を行います。
- 4 労働・福祉関係機関は、児童生徒の就労や自立に向けた支援を行います。
- 5 県と市町村の教育委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、就学前から高等学校卒業までの一貫した支援ができるように、保健福祉及び雇用労働担当部署と連携して取り組みます。

また、県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン¹⁰」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
<p>① 1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「個別の指導計画」等に基づく指導や、「引継シート」等による一貫した支援の充実 就労希望の生徒に対応した、進路実現を図るため、特別支援学校と企業関係者等との連携を強化 特別支援学校技能認定制度を実施し、企業側の生徒の理解を促進 	<p>引継ぎシートの開発</p>	<p>引継ぎシート等の活用による支援の推進</p>	
		<p>特別支援学校と企業との連携協議会及びいわて特別支援学校就労サポーター制度の推進</p>	
		<p>特別支援学校技能認定制度に基づく技能認定会の実施</p>	
<p>② 特別支援教育の多様なニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への「通級による指導」の推進 ICT タブレット端末等を活用した授業の推進 医療的ケアを必要とする児童生徒への安全で適切な環境整備の推進 特別支援学校の整備計画に基づいた環境整備の推進 医療、福祉、心理等の外部専門家による助言や援助などの活用 		<p>各校種における「通級による指導」の推進</p>	
		<p>校内研修会等の実施、実践事例集の作成</p>	
		<p>適正な看護師の配置、医療的ケア研修会の実施</p>	
	<p>特別支援学校整備計画の策定</p>	<p>特別支援学校整備計画の推進</p>	
		<p>各校種における外部専門家の活用促進</p>	
<p>③ 教職員の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内全学校の教職員の特別支援教育の専門性向上の推進 		<p>各校種の教員に対する特別支援教育に係る研修の実施</p>	
		<p>特別支援学級・通級による指導の担当教員を対象とした継続的な研修</p>	
		<p>特別支援学校における公開授業研究会の実施</p>	
<p>③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育サポーターの養成や、県民向けの啓発活動の推進 		<p>特別支援教育サポーター養成講座の実施</p>	
		<p>県民向け公開講座の開催</p>	

【用語解説】

¹発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン：平成 29 年 3 月に文部科学省が、各学校における教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育支援体制の構築に資するため作成したガイドライン。教育委員会、校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任などの具体的な役割等について記載されている。

²個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。

³個別の教育支援計画：教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

⁴引継ぎシート：各校種間の引継ぎを確実にを行い、継続した一貫性のある指導・支援につなげるために作成・活用するシート。

⁵就学支援ファイル：教育上特別な支援を必要とする幼児等を対象として、実態、保護者の願い、教育、福祉、医療等の支援を記録するためのファイルであり、就学先を検討する際の資料や引継資料として活用される。

⁶特別支援学校技能認定制度：特別支援学校の生徒一人ひとりの働く力を高め、作業学習の一層の充実と実習や就労の機会拡充を図るために、生徒の能力を客観的に示すことができる制度を設定し、技能認定会を実施するもの。

⁷交流籍：特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

⁸通級による指導：通常の学級に在籍し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導。

⁹A T（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

¹⁰いわて特別支援教育推進プラン：「共に学び、共に育つ教育」を推進し、すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現を目指した、本県特別支援教育の方向性を示すプラン。「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードに即した施策の方向性と具体的施策により構成されている。

6

いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校づくり

(1) 現状と課題

- 1 いじめを一因とする自殺事案の発生を契機として、学校におけるいじめ防止対策に関する県民の意識が一層高まるとともに、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの更なる取組の推進が求められています。
- 2 平成 30 年度全国学力・学習状況調査結果によると、いじめをいけないことだと思う児童生徒の割合は、小学校 89.1%、中学校 84.6%と増加していますが、更にその割合を高めていく必要があります。
- 3 学校における教育相談体制の充実などを背景に、平成 28 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果による小学校・中学校等における 1,000 人当たりの不登校児童生徒数¹は、小学校 3.4 人(全国 5.4 人)、中学校 25.9 人(全国 32.5 人)、高等学校 13.1 人(全国 15.1 人)と全国水準より低く推移していますが、引き続き、未然防止や、発生した場合の早期発見・早期対応に一層取り組む必要があります。
- 4 スマートフォンなどが子どもたちにも普及する中で、SNS²(ソーシャルネットワークワーキングサービス)上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラル³に関する指導が一層重要となっています。

(2) 目指す姿

- 1 学校における組織的な対応や関係機関との連携などにより、いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対する未然防止、発生した場合の早期発見・早期対応に向けた適切な対応が図られています。
- 2 スクールカウンセラー⁴などの専門職種を効果的に活用し、児童生徒や保護者が相談しやすい教育相談体制の充実が図られるとともに、関係機関と連携した教育機会を提供するなど、児童生徒に寄り添った支援体制が整備され、不登校の児童生徒が減少しています。
- 3 家庭との連携を図りながら、学校における情報モラルの教育を推進することにより、適切な情報活用に関する能力や規範意識が身に付いています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① いじめはどんなことがあってもいけないと思う児童生徒の割合	小 89.1% 中 84.6%	小 100% 中 100%
② 1,000人当たりの不登校児童生徒数	小：3.4人 中：25.9人 高：13.1人	調整中
③ スマートフォン（携帯電話）等でインターネットを利用する際、マナーや時間を守るなど適した使い方をすべきと思う児童生徒の割合	今後調査予定	

【目標設定の考え方】

- ① 児童生徒がいじめについて考え、主体的に行動するなどの、いじめ防止に対する意識が醸成されることを目指すもの。2028年度までに100%を目指し、現状値の毎年度2%の増加を目指すもの。
- ② 魅力ある学校づくりを行うことや、教育相談体制の充実を図ることにより、学校での学びが充実し、不登校の未然防止を目指すもの。児童生徒の不登校・問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査による。目標値は調整中。
- ③ 学校における情報活用能力を育成する教育を充実させることにより、スマートフォン等のマナーを守り安全に使用する意識醸成を目指すもの。現状値及び目標値は今後の調査結果を踏まえて設定するもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

- ・ 各学校において、いじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針⁵」に基づく取組を徹底します。
- ・ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、いじめについて考える討論会などの児童生徒による主体的な活動の促進とともに、思いやりの心と社会性を育成する道徳教育に取り組みます。
 - ・ いじめの積極的な認知やいじめが生じた際の迅速な対応を行うため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底を図ります。
 - ・ 教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル⁶」を活用した研修を実施します。

2 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

- ・ 学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
- ・ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー⁷、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。
- ・ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室⁸や民間等で運営しているフリースクール等と連携し、不登校児童生徒への教育機会の提供に取り組みます。【再掲】

3 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

- ・ 児童生徒が、情報化社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、教員研修を実施し、情報モラル教育に取り組みます。
- ・ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。
- ・ 児童生徒の心身の保護を図るため、喫煙・飲酒や薬物乱用、性感染症などを防止するための講習会等の実施や保護者・地域への継続的な普及啓発に取り組みます。

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
<p>① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」や学校に設置した「いじめ防止等の対策のための組織」の検証と適切な見直しを推進 児童生徒の主体的な取組の促進や思いやりの心を育成する道徳教育を推進 「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」の活用による指導体制の充実 児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個別面談の実施の徹底を促進 	<p>各学校で設置したいじめ防止等の対策のための組織の適切な見直しを促進</p>		
	<p>各学校における特別活動や道徳教育の推進</p>		
	<p>いじめ防止マニュアルの活用による指導体制の充実</p>		
	<p>各学校におけるいじめの早期発見・適切な対応に向けた取組</p>		
<p>② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修講座や校内研修による学校の相談体制の確立 自立相談支援員等の専門職員の配置による多様化・複雑化する相談や、児童生徒の学校復帰支援への対応 スクールカウンセラー等を配置し、個々の事案に応じた支援体制を強化 	<p>学校心理士の資格をもった教育相談コーディネーターの養成</p>		
	<p>専門職員の配置</p>		
	<p>スクールカウンセラー等の効果的な配置</p>		
<p>③ 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員研修、保護者への啓発活動の推進による情報モラルに関する指導の充実 問題行動の未然防止と早期発見に向けた、関係機関との連携強化 	<p>児童生徒に対する情報モラルの指導及び保護者への啓発活動</p>		
	<p>家庭や地域、関係機関との連携</p>		

【用語解説】

¹不登校児童生徒数：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者（不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあることをいう。ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）の数。

²SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

³情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど。

⁴スクールカウンセラー：学校における児童生徒の心理に関する支援に従事し、心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。

⁵岩手県いじめ防止等のための基本的な方針：いじめ防止対策推進法第12条に基づき、岩手県が策定したいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針。

⁶いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル：岩手県教育委員会が作成した、いじめの防止や対応等に関するマニュアル。各校における具体的な取組の事項を網羅する内容を記載。

⁷スクールソーシャルワーカー：学校における児童の福祉に関する支援に従事し、福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者。

⁸市町村の教育委員会が、不登校等の児童生徒に対し、学校復帰を支援する等の目的のために設置している教室。

(1) 現状と課題

- 1 全国で自然災害や登下校時における事件・事故等が発生しており、事故の未然防止等に向けて、通学時の見守りや学校における安全管理等の徹底が求められています。
- 2 学校施設の老朽化の進行や夏場の猛暑に伴う熱中症の危険性の拡大など、安全な教育環境の整備とともに、家庭や社会の環境の変化に伴い学校施設の機能・性能の向上が求められています。
- 3 各学校において、校長のリーダーシップのもと、学校経営計画¹を策定し、保護者や地域の評価も取り入れた学校評価が行われていますが、引き続き学校運営の現状や課題を学校と地域が共有し、更に相互理解を深めることが求められています。
- 4 子どもの貧困率が増加傾向にある中で、国においても、給付型奨学金制度²の創設をはじめ教育無償化に向けた動きが加速しており、子どもの将来が生まれ育った環境や家庭の経済状況などに左右されないよう、教育機会の確保が求められています。
- 5 児童生徒の減少を背景に学校の小規模化や統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や地域の期待に応える学校づくりが求められています。
- 6 小中学校における不登校児童生徒数の出現率は、全国水準より低く推移していますが、不登校等の学校不適應への対応など、多様な教育ニーズに応じた学びの場が求められています。
- 7 岩手県では、第2次ベビーブーム等に対応して採用した教員の大量退職により、新採用教員等の増加が見込まれており、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を引き続き確保していく必要があります。
- 8 いじめや不登校などの多様化した教育課題や、子どもの貧困対策への対応など、教職員に対する期待が高まっていることや部活動従事時間の増加などにより、全国的に教職員の長時間勤務による負担が増加しており、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があります。

② 目指す姿

- 1 安全点検などによる学校管理下における児童生徒等の事故等の未然防止など、学校安全計画³を組織的に推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関の連携による児童生徒等の学校安全環境が確保されています。
- 2 学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実が図られています。
- 3 学校運営協議会を導入したコミュニティ・スクール等のしくみを生かした学校マネジメントの充実・強化した「地域とともにある学校づくり」が推進されています。
- 4 様々な就学に関する支援制度により、家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されず、児童生徒の誰もが安心して学ぶことのできる教育機会が確保されています。
- 5 県立学校において、より良い教育環境の確保や魅力ある学校づくりの推進により、教育の質の保証と学ぶ機会の保障の調和が図られています。
- 6 学校に通学することが困難な児童生徒や増加が見込まれる外国人子弟の学びの場など、多様なニーズに対応した教育機会が提供されています。
- 7 多様な評価に基づく採用選考試験の実施や、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標⁴」に基づく体系的な資質向上研修などにより、教育への情熱と高い志を持つ有為な教員の確保と資質の向上が図られています。
- 8 学校における働き方改革を通じて、管理職の適切なマネジメントや、ICTの活用などによる教職員の勤務負担の軽減が図られ、業務への充実感や健康面での安心感の向上により、心身共に健康で、意欲を持って子どもたちに向き合っていくための環境が整備されています。
- 9 私立学校の建学の精神と独自の校風のもと、それぞれの学校の強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動が実施されています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 定期的又は必要に応じて、学校安全計画の見直しを行った学校の割合	(2015) 89.5%	100%
② 定期的又は必要に応じて、危機管理マニュアル ⁵ の見直しを行った学校の割合	(2015) 89.0%	100%
③ 長寿命化改良・大規模改造実施施設数	1 施設	調整中
④ 県立学校のトイレの洋式化率	38.9%	
⑤ 県立学校の冷房設備設置率	10.3%	
⑥ コミュニティ・スクール設置又は設置予定市町村数	5 市町村	33 市町村
⑦ 不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿った教育相談等の支援を行っている学校の割合	今後調査予定	
⑧ 教職員の採用予定数の充足率	100%	100%
⑨ 県立学校における月当たり時間外勤務が 80 時間以上の長時間勤務者の割合 (%)	今後調査予定	
⑩ 私立高等学校における特色ある教育活動の実施率	(2017) 68.4%	(2021) 79.5%
⑪ 私立学校の耐震化率	(2017) 88.3%	(2021) 91.2%

【目標設定の考え方】

- ①② 学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現などに応じた計画等への改訂を目指すもの。県内全ての公立小学校・中学校等及び県立学校での見直しを目指すもの。
- ③ 長寿命化改良と大規模改造を実施することにより、学校施設の長寿命化が図られることを目指すもの。目標値は調整中。
- ④ トイレの洋式化を進めることにより、児童生徒の生活様式の変化への対応や、避難所としても活用される学校施設の多様な方の利用にも配慮した整備が図られることを目指すもの。目標値は調整中。

- ⑤ 近年、猛暑が恒常化していることから、冷房設備を整備することにより、児童生徒等の熱中症対策や学力向上に向けた学習環境の整備が図られることを目指すもの。目標値は調整中。
- ⑥ 今後見込まれている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を踏まえ、コミュニティ・スクールの全市町村での設置を目指すもの。
- ⑦ 不登校児童生徒の教育を受ける機会を確保するための教育相談等の支援について、県内全ての公立小学校・中学校等及び県立学校での実施を目指すもの。
- ⑧ 選考により、教育への情熱と高い志を持つ有為な教員の確保するため、毎年度、採用予定数を満たすことを目指すもの。
- ⑨ 「チームとしての学校」の推進や、教員業務改善の取組、部活動の適正な運営の徹底により、教職員の業務負担が軽減されていることを目指すもの。県立学校における80時間以上の長時間勤務者の割合が、対前年度比で3割減少していくことを目指すもの。
- ⑩ 私立学校運営費補助等の交付により、各私立高等学校における特色ある教育活動分野を2021年度までに延べ13分野（13校×1分野）増加することを目指すもの。
- ⑪ 私立学校耐震化推進事業費補助等の活用により、私立学校の耐震化を毎年度1校ずつ進めることを目指すもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 安心して学べる環境の整備

- ・ 児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。
- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検を行います。
- ・ 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、交通安全教室や防犯教室などの安全教育に取り組みます。

2 安全な学校施設の整備

- ・ 安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化を推進します。
- ・ 家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能・性能の向上を図るため、ICT環境の整備、防災機能の強化、冷房設備の設置、トイレの洋式化など新たなニーズ等に対応した学習環境の改善に取り組みます。

3 目標達成型の学校経営の推進

- ・ 地域とともにある学校づくりを推進するため、「まなびフェスト」や学校、家庭、地域が連携した学校運営協議会を導入したコミュニティ・スクール等の仕組みの活用を図るとともに、学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組みます。

4 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保

- ・ 生徒が経済的理由で就学をあきらめることのないよう、小学校・中学校等における学用品の支援を行う就学援助、授業料の支援を行う高等学校等就学支援金、奨学給付金の給付などを対象世帯に周知し、適切な運用を図っていきます。

5 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 岩手県の地理的条件等を踏まえた「教育の機会の保障」と望ましい学校規模の確保による「教育の質の保証」を実現していくため、地方創生における地域の学校の役割等も重視し、後期再編プログラムの策定も含めた「新たな県立高等学校再編計画⁶⁾」を推進するとともに、地域と連携した教育資源（人材、歴史、環境等）の活用や地域の産業界との交流・連携などにより、魅力ある学校づくりに取り組みます。

6 多様な教育ニーズに対応する教育機会の提供

- ・ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室やフリースクール等と連携し、不登校児童生徒への教育機会を提供していくとともに、岩手県においても増加傾向にある外国人子弟の学びの場を、関係機関と連携して確保していきます。

7 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

- ・ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を確保していくため、求める教員像を明確にするとともに、社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の内容や選考区分などの見直しを行います。
- ・ 教員の資質の向上を図るため、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づく体系的な研修を行うとともに、岩手大学教職大学院等関係機関と連携しながら有為な教員の育成に取り組みます。

8 教職員の働き方改革

- ・ 「チームとしての学校⁷」を構築していくため、小学校・中学校全学年での少人数学級等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ⁸等の配置を行います。
- ・ 部活動の適正な運営を図るため、公立中学校や県立高等学校への部活動指導員⁹の配置や、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び活動時間の基準の徹底を図ります。
- ・ 教職員の業務改善を図るため、教員等のワーキンググループによる業務のスクラップアンドビルドの検討・実施等を行います。
- ・ 教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカードによる客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定、留守番電話等による時間外対応の体制整備などを進めます。
- ・ 労働安全衛生体制の確立を図るため、小学校・中学校等を対象とする労働安全衛生管理研修会を開催します。
- ・ 心とからだの健康対策として、長時間勤務者への産業医による保健指導、専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置等を行います。

9 私立学校の特色ある学校教育の推進

- ・ 私立学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動を充実することにより、多様な個性を持つ幼児児童生徒の能力を活かしながら、私立学校に期待されている多様なニーズに対応する教育を充実します。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、学校安全計画等の策定及び検証・改善に取り組むとともに、目標達成型の学校経営計画の策定とPDCAサイクルによる学校マネジメントの実践など、家庭・地域との連携によるコミュニティ・スクールのしくみを活かした学校評価に取り組めます。

各県立学校においては、「岩手県教職員働き方改革プラン¹⁰」を踏まえ、学校毎のアクションプランを策定し、主体的に働き方改革の取組を進めます。

- 2 家庭、地域は、通学時における児童生徒の安全確保等を支援するとともに、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価（自己評価、学校関係者評価）の取組に参画・協働します。
- 3 関係機関は、学校と連携し、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価（自己評価、学校関係者評価）の取組に参画・協働します。

4 県と市町村の教育委員会は、各学校が行う学校安全、学校評価、働き方改革、魅力ある学校づくり等の取組を支援します。

また、学校と連携しながら奨学金等の就学支援や、計画的な学校施設整備を進めます。

5 私立学校は、建学の精神と独自の校風のもと、それぞれの学校の強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動に取り組みます。

6 県は、各私立学校の特色ある教育活動の充実と良好な教育環境の整備を図るため、私立学校運営費補助等をはじめとした各種私学助成などにより支援を行います。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
① 安心して学べる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 学校安全計画や危機管理マニュアル等の検証・改善 学校管理下における事故防止に向けた教職員への研修の充実 保護者、地域住民、関係機関等と連携した通学時における児童生徒の安全確保 児童生徒が自ら安全を確保する力を身に付ける安全教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 学校安全計画等の検証・改善 	<ul style="list-style-type: none"> 学校安全教育指導者講習会、学校安全体制整備推進事業連絡協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 通学路交通安全プログラムの実施 学校安全教育の普及・推進
② 安全な学校施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の長寿命化改良や大規模改造の実施 トイレの洋式化や冷房設備の整備、新たな教育ニーズ等に対応した施設設備の充実 市町村立学校施設等の長寿命化の取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の長寿命化改良や大規模改造の実施 	<ul style="list-style-type: none"> トイレの洋式化や冷房設備の整備、新たな教育ニーズ等に対応した施設設備の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校施設等の長寿命化の取組を支援
③ 目標達成型の学校経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクール等の仕組みを活かし、学校運営の改善を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画の評価結果の具体的な活用の推進 		

<p>④ 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学支援金、高等学校等就学支援金、給付型奨学金の周知と適切な運用 				<p>就学支援金等の周知と適切な運用</p>
<p>⑤ 魅力ある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の教育資源を活かし学校と地域社会や地域の産業界等との交流・連携の推進 後期再編プログラムの策定を含めた「新たな県立高等学校再編計画」の推進 				<p>学校と地域社会や産業界等との交流・連携の推進</p> <p>後期再編プログラムの策定 → 新たな県立高等学校再編計画の推進 → 次期再編計画の検討</p>
<p>⑥ 多様なニーズに対応する教育機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が設置している適応指導教室等と連携した不登校児童生徒への教育機会の提供 関係機関と連携した外国人子弟の学びの場の確保 				<p>市町村と連携した不登校児童生徒への教育機会の提供</p> <p>関係機関と連携した外国人子弟への学びの場の確保</p>
<p>⑦ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員採用試験の内容や選考区分などの見直し 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づく体系的な研修 				<p>大学等での採用説明会、パンフレット等による広報活動</p> <p>採用試験内容の随時見直し</p> <p>資質の向上に関する指標に基づく体系的な研修</p>
<p>⑧ 教職員の働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 「チームとしての学校」の推進、教員業務改善、部活動の適正な運営 勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策 				<p>「チームとしての学校」の推進、教員業務改善、部活動の適正な運営</p> <p>勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策</p>
<p>⑨ 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立学校運営費補助等による支援の拡充 				<p>私立高等学校の特色ある教育活動の実施率向上の取組への支援</p>
<p>⑩ 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立学校耐震改修事業費補助等による施設の耐震化を促進 私立学校運営費補助等による教育環境の整備 				<p>私立学校の耐震化率向上の取組への支援</p>

【用語解説】

- ¹ 学校経営計画：各学校の現状、教育環境の変化、地域の環境、本県の教育施策の方向性などを考慮するとともに、前年度の学校評価結果を反映し、3～5年間の中長期的な目標を明確にした上で、単年度の取組や中間達成目標を設定。教育活動の結果を検証できるような目標（定量的・定性的）を設定し、目標を達成するための具体的な取組を設定。
- ² 給付型奨学金制度：貸与型の奨学金と異なり、卒業後に返済の義務がない奨学金制度。
- ³ 学校安全計画：児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定する計画。
- ⁴ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標：教員を巡る環境が大きく変化していることなどを踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制を構築し、計画的・効果的に資質向上を図るために改正された教育公務員特例法に基づき、教員等が身に付けるべき資質を明確にすることなどを目的とした指標（平成30年3月策定）。
- ⁵ 危機管理マニュアル：児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領。
- ⁶ 新たな県立高等学校再編計画：平成27年に改定された「今後の高等学校教育の基本的方向」を基本として、平成28年3月に策定された県立高校の再編計画。2016年度から2025年度までの10年間の計画で、2016年度から2020年度までの前期と2021年度から2025年度までの後期に分け、前期については具体的な内容、後期については大まかな方向性が示されている。
- ⁷ チームとしての学校：複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子供たちの豊かな学びを実現するため、教員が担っている業務を見直し、専門能力スタッフが学校教育に参画して、教員が専門能力スタッフ等と連携して、課題の解決に当たることができる体制。
- ⁸ スクールサポートスタッフ：教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、学校に配置される卒業生の保護者などの地域人材から成る職員。
- ⁹ 部活動指導員：部活動指導員：中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする職員。
- ¹⁰ 岩手県教職員働き方改革プラン：教職員の負担軽減の一層の推進を目指し、平成30年度からの3年間を取組期間とし、数値等の目標を示し、また、具体的な取組内容を明示することにより、集中的かつ重点的に取組を進めるための計画（平成30年6月19日策定）。

社会教育

8

地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもを教え、育むしくみづくり

(1) 現状と課題

- 1 岩手県では、半世紀以上の歴史を持つ教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動¹などが推進されているものの、地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、地域総ぐるみで子どもを教え、育てるしくみづくりの再構築が必要です。
- 2 家庭の事情等で家庭での学習が困難な子どもたちに対して、地域住民等の協力を得ながら学習支援や体験活動を行う機会の充実を図る必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校・家庭・地域の連携・協働体制を見直すことにより、学校運営協議会を導入したコミュニティ・スクール等のしくみを活かした教育力の向上が図られています。
- 2 地域の状況に応じた推進体制が構築され、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動等の充実により、学校・家庭・地域の抱える教育課題が地域で自主的に解決されています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① コミュニティ・スクール設置又は設置予定市町村数【再掲】	5市町村	33市町村
② 連携協働のしくみにより保護者や地域住民が学校の教育活動にボランティアとして参加している割合	小 79% 中 64%	小 89% 中 77%
③ 学校支援ボランティア活動が学校の教育水準向上に効果的であるとする学校の割合	小 96.6% 中 90.1%	小 97.3% 中 93.5%
④ 県立青少年の家が提供する親子体験活動事業の満足度（肯定的評価）の割合	80%	80%

【目標設定の考え方】

- ① 今後見込まれている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を踏まえ、学校運営協議会を導入したコミュニティ・スクールの全市町村での設置を目指すもの。
- ②③ 保護者や地域住民の学校の教育活動へのボランティア等での参加促進により学校の教育水準の向上を目指すもの。全国学力・学習状況調査により、全国平均を上回る水準を目指すもの。
- ④ 学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動により、地域での自主的な教育課題の解決を目指すもの。親子体験活動事業の満足度調査により、満足度を80%以上に維持することを目指すもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 学校・家庭・地域が連携するためのしくみづくり
 - ・ 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、教育振興運動の再構築やコミュニティ・スクールの推進など、地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
 - ・ 地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネーター人材の配置を支援します。
- 2 豊かな体験活動の充実
 - ・ 子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子ども教室や放課後児童クラブ等による放課後の居場所づくり、教育振興運動等による多様な体験活動に取り組みます。
 - ・ 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組みます。
 - ・ 子どもたちの豊かな体験活動を充実するため、特色ある体験活動事例を市町村等に情報提供するなど、取組の拡充を図ります。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、目標達成型の学校経営計画の策定とP D C Aサイクルの考えに沿った学校マネジメントを実践し、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた特色ある教育活動を展開します。

また、校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会を導入したコミュニティ・スクールのしくみ等を活かした目標達成型の学校経営の遂行と検証に取り組むとともに、家庭・地域との連携・協働による学校運営を展開し、学校・家庭・地域の教育力を高めていきます。

- 2 家庭・地域は、体験活動への協力など、学校と協働する取組を進めます。

また、各学校の学校経営計画や学校評価等を踏まえた教育活動に参画・協働します。

- 3 県と市町村の教育委員会は、学校・家庭・地域が連携するためのしくみをつくり推進していきます。

また、各学校において実効的な学校評価が行われるように支援するとともに、特色ある教育活動の展開について、関係機関等と連携を図りながら適切な支援を行います。

- 4 県教育委員会は、学校運営協議会を導入したコミュニティ・スクールや目標達成型の学校経営推進に対する支援を行うとともに、教育振興運動の推進や関係者を対象とした研修の充実等に努めます。

- 5 市町村は、保護者等のニーズや地域の実態に応じた学習機会の提供に努めます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
① 学校・家庭・地域が連携するためのしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールに係る制度の周知や説明会等の実施と市町村教委への支援 ・ 地区別フォーラム等、関係者対象の研修会の実施 ・ 研究指定事業による実践・検証を行い、その事例等の情報提供 	コミュニティ・スクールに係る理解促進、実態把握、事例収集、周知啓発		
	市町村教委説明会	市町村教委支援	
	地区別フォーラム、関係者対象研修会の開催		
	研究指定事業（市町村、学校）		
	研究指定事業に係る情報提供		
② 豊かな体験活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の充実に向けた事例の情報提供 ・ 放課後の居場所づくり関係者の資質向上を目的とした研修会の実施及び先進事例の情報提供 ・ 社会教育施設事業の周知啓発 	放課後の児童生徒の居場所づくりの推進、充実		
	地域による自主的な居場所づくりの推進		
	社会教育施設を活用した多様な学習の場の充実		
	教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の充実		

【用語解説】

¹ 地域学校協働活動：登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。教育振興運動の内容もこれにあたる。地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」を目指すもの。

9 子育て支援や家庭教育の充実

(1) 現状と課題

核家族化に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われず、悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭の子育て機能が低下してきている傾向にあることから、子育てや家庭教育に取り組む保護者等を支援する取組が必要です。

(2) 目指す姿

- 1 子育てや家庭教育に取り組む保護者への学びの機会が提供されることにより、安心して子どもを育てていくことができる家庭環境が整っています。
- 2 子育てサポーター等による保護者への子育て支援活動が充実することにより、地域全体で子どもを育てていく環境が整っています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 子育てや家庭教育に関するメールマガジンの 配信先登録者数	908 人	1,900 人
② 子育てサポーター等を対象とした家庭教育支 援に関する研修会の開催数	14 回	14 回

【目標設定の考え方】

- ① 子育て等に関する学習情報の提供により、安心して子どもを育てていくことができる家庭環境づくりを目指すもの。現状値から毎年度 100 人の増加を目指すもの。
- ② 子育て支援等に関する研修会の開催により、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを目指すもの。現状値の研修会の開催数の維持を目指すもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供

- ・ 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。
- ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実を図ります。

2 家庭教育を支える環境づくりの推進

- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
- ・ 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、家庭・地域との連携・協働による学校運営を展開し、学校・家庭・地域の教育力を高めていきます。
- 2 家庭・地域は、家庭学習の習慣付けへの協力など、学校と協働する取組を進めます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、子育てや家庭教育についての相談体制の充実を図り、広く学習情報や学習資料を提供し、育児に悩みや不安を抱える保護者を支援します。
- 4 市町村は、子育てサポーターや子育て支援関係者の活動を支援し、地域が子育てや家庭教育を支える環境づくりを推進します。
- 5 企業等は、保護者が集まる多様な機会を活用して、子育てや家庭教育に関する学習機会を提供するなど、家庭教育支援に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
① 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供 ・ 保護者の学習活動を促進する学習情報や学習資料の提供 ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実	すこやかメールマガジンの内容充実と配信登録促進		→
	子育て電話相談及び子育てメール相談の内容充実と周知啓発		→
	親子共同体験を通じた子育ての仲間づくりの促進		→
② 子育て支援体制の充実 ・ 地域において保護者を支援する人材の育成 ・ 地域における子育て支援ネットワークの拡充	子育てサポーターや子育て支援関係者のスキルアップ		→
	子育て支援関係者のネットワーク強化による活動促進		→
	家庭教育支援チームの登録及び活用促進		→
	市町村における子育て・家庭教育支援事業の推進支援		→

10 生涯を通じて学び続けられる場づくり

(1) 現状と課題

- 1 健康志向の高まりや医療体制の充実等により、人生 100 年時代を迎える中、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯にわたって学習を継続できる環境づくりが必要です。
- 2 社会教育施設の利用や、市町村等が主催する各種講座等への参加などを通じ、多くの県民が生涯学習に積極的に取り組んでおり、こうした多様な活動を更に広げていく必要があります。
- 3 平成 29 年度子どもの読書状況調査結果では、岩手県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向〔1 か月の読書冊数：小学校 5 年生 16.4 冊（全国 11.1 冊）〕にあることをはじめ、県民の読書習慣が充実しつつあることから、更に児童生徒や幅広い世代が読書の楽しさを実感し、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成する必要があります。
- 4 県民が学びたい時に学べる環境を提供していくためには、中核的な人材育成に加え、博物館や青少年の家などの社会教育施設のハード面、ソフト面を充実させていく必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 人生 100 年時代を迎える中で、生涯を通じて学びたいことや学ぶ必要があることを自分に適した手段や方法で楽しく学び、その成果が生きがいにつながるとともに、地域社会との関わりを持ちながら生活しています。
- 2 地域の課題解決に向けた社会教育の場を拡充し、学校・家庭・地域が連携した地域づくりが進むことにより、地域コミュニティの再生・維持・向上が図られています。
- 3 社会教育施設のほか、自然、文化、歴史など、有形・無形のあらゆる資源を学びの対象や場としながら、県民一人ひとりが、郷土に対する誇りや愛着を持って生活しています。
- 4 社会教育施設が充実され、幅広い学びのニーズに応じて活用されています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 生涯学習に取り組んでいる人の割合	40.2%	50.2%
② 県民一人当たりの公立図書館の図書貸し出し冊数	4.3冊	5.3冊
③ 生涯学習情報提供システム利用件数の割合（岩手県人口に対する生涯学習情報提供システムへのアクセス数の割合）	5.1%	6.1%
④ 市町村職員や地域づくり等の人材の学びの充実のための研修会における満足度の割合	80%	80%
⑤ 社会教育や地域づくりを担う関係者のための研修会におけるネットワークづくりに関する満足度の割合	80%	80%

【目標設定の考え方】

- ① 生涯を通じて学び続けられる環境を整えることにより、生涯学習に取り組んでいる人の増加を目指すもの。現状値から毎年度1%の増加を目指すもの。
- ② 県民一人ひとりの生涯学習としての読書活動として、年間0.1冊の増加を目指すもの。
- ③ 生涯学習情報提供システムの活用により、県民やそれを支える人材等の学びのための主体的な活動を目指すもの。現状値から毎年度0.1%の増加を目指すもの。
- ④⑤ 研修会の開催により、県民の学びを支える人材の育成やスキルアップ、関係者間の相互連携の環境づくり等を目指すもの。研修会の満足度調査により、満足度を80%以上に維持することを目指すもの。

③ 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 多様な学習機会の充実

- ・ 生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、読書ボランティアと連携した読み聞かせなど、幼少年期の読書活動を推進します。
- ・ 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりのため、市町村と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、I

CTを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供のしくみを一層充実させます。

- ・ 障がい者の生涯を通じた学習活動や、特別な事情により就学困難な生徒等の学習機会の充実を図るため、学習ニーズに個別に応じた学習相談や情報提供を行います。
- ・ 県民の主体的な学びを支援するため、図書館において資料・情報の収集・活用の促進を図り、利用者の学習活動を援助するレファレンス業務を充実します。

2 岩手ならではの学習機会の提供

- ・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。

3 学びと活動の循環による地域の活性化

- ・ 県民一人ひとりが生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進するフォーラムの開催など、学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールや教育振興運動を中核とした「地域学校協働活動」への参加促進に取り組みます。
- ・ 地域の活性化に向けた仕組みづくりを進めるため、PTAをはじめとする各種社会教育関係団体の活動の支援を行うとともに、団体相互の連携・協力に向けた交流の機会を提供します。
- ・ 県立生涯学習推進センターを活用した地域づくり人材を育成のため、教育分野の枠を超えた地域づくりに関する研修・交流の場を提供します。

4 社会教育の中核を担う人材の育成

- ・ 県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、公民館の社会教育指導員や地域学校協働活動推進員などの指導者研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。

5 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

- ・ 県民一人ひとりが学びたい時に学べる環境を提供するため、博物館等の県立社会教育施設のハード面、ソフト面の充実を計画的に進め、様々な世代や多様な興味関心など、幅広い学びのニーズに応じた学習機会を提供する拠点づくりを進めます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 市町村やNPO・各種団体、企業等は、住民のニーズや地域課題を踏まえた学習機会の提供に努めるとともに、ボランティア活動や地域活動への参画を促すなど、学びと活動が循環する機会づくりに取り組みます。
- 2 県と県教育委員会は、市町村等との連携、協力を図りながら、市町村や各種団体等が提供する学習機会をはじめとする関連情報の集約や提供、ニーズに応じた指導者養成及び研究成果の普及に取り組み、多様な学習を支援する環境づくりを進めます。
また、地域における家庭教育や社会教育の充実を図るため、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動の活性化の推進など、その体制の整備を進めます。
- 3 県教育委員会は、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実に取り組むとともに、社会教育関係団体の支援育成や団体相互の連携協力を促進します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
① 多様な学習機会の充実 ・ 生涯学習情報提供システムのリニューアル ・ 市町村や各種団体等が提供する学習機会をはじめとする関連情報の集約及び提供 ・ ニーズに応じた指導者養成及び研究成果の普及	県内市町村と連携した生涯学習情報提供システムの内容充実と周知啓発		
	障害者の生涯学習活動支援に対するニーズの把握及びニーズに応じた研修の充実。		
	経済的理由等により就学が困難な高校生等への支援		
② 岩手ならではの学習機会の提供 ・ 豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした社会教育施設等での公開講座の開催	社会教育関係団体の支援・団体相互の連携協力の促進		
③ 学びと活動の循環による地域の活性化 ・ 地域学校協働活動に関する研修会の充実 ・ 学習した成果を生かし、意欲的に地域課題に取り組む人材の育成 ・ 社会教育関係団体の支援による地域づくりへの参画促進	地域学校協働活動に関する研修の充実		
	コミュニティ・スクールに関する周知啓発		
	社会教育や地域づくりを担う関係者のネットワークづくりとその活用		
	社会教育関係団体の支援・団体相互の連携協力の促進		

<p>④ 社会教育の中核を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種指導者研修会の開催及び指導者相互のネットワーク化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育関係者・市町村指導者・地域づくりに関わる人材の養成 研修者のニーズの把握及びニーズに応じた研修内容の充実 市町村における生涯学習・社会教育事業の推進支援 社会教育や地域づくりを担う関係者のネットワークづくりとその活用
<p>⑤ 学びの場となる施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化等に伴う社会教育施設の改修 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設の修繕や大規模改造等の実施

11 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承

(1) 現状と課題

- 1 少子高齢化や進学期、就職期の若者の流出などにより、郷土芸能など地域の文化を継承する人材が減少し、文化芸術活動の担い手も高齢化しており、郷土芸能などを継承する人材の育成が求められています。
- 2 文化財は、地域の歴史等を理解するうえで貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となるものとして、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。

(2) 目指す姿

- 1 児童生徒への部活動などを通じた活動により、郷土芸能等の保存・継承が促進されています。
- 2 地域の活性化に向けた文化財の保存・継承と活用を図るため、文化財の保存と活用に関する県の大綱と市町村の文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の適切な保存・継承と活用が推進されています。

※ 指標は検討中のものです。

目標項目（指標）	現状値 (2018)	目標値 (2028)
① 国・県指定文化財件数	657 件	707 件
② 文化財の保存・活用に係る県の大綱を踏まえ、文化財保存活用地域計画を策定又は策定に取り組んでいる市町村の割合	9 %	100 %

【目標設定の考え方】

- ① 文化財の保存・継承に向け、国及び県が指定する文化財件数を毎年度5件増加させることを目指すもの。
- ② 文化財保護法の改正に伴い、総合的な文化財の適切な保存及び公開・活用が求められていることから、県の大綱の策定を行うとともに、全ての市町村が文化財保存活用地域計画を策定することを目指すもの。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 部活動を通じた郷土芸能の保存と継承

- ・ 郷土芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒への部活動などを通じた活動を促進します。

2 文化財の保存と継承

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する岩手県の大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護や、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、調査・指定に取り組めます。
- ・ 指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組めます。
- ・ 平泉町の柳之御所遺跡の調査研究成果を踏まえ、その整備と活用を、更に推進します。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 学校は、地域と連携して、児童生徒の郷土芸能等の部活動を促進するとともに、身近な歴史や文化について理解を深めるために、地域の人々との交流を行い、博物館等の社会教育施設も積極的に活用します。
- 2 地域は、ボランティア活動等により、部活動を通じて郷土芸能に取り組む児童生徒を支援するための指導・助言等を行います。
- 3 県教育委員会は、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実や、文化財の周知、保存及び公開・活用について、更なる推進に取り組めます。
- 4 文化財保護法の改正に伴い、文化財の適切な保存及び公開・活用に向けて、県としての大綱を策定するとともに、市町村も文化財保存活用地域計画を策定し、県と市町村が相互に協力しながら、地域の力による総合的な文化財の保存・活用に向けて取り組めます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	10年間の取組（工程表）		
	2019～2022	2023～2026	2027～2028
<p>① 部活動を通じた郷土芸能の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における郷土芸能に取り組む部活動等の促進 	郷土芸能に取り組む部活動等の促進		
<p>② 次世代につなげる文化財の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法の改正の周知と、文化財の保存・活用に係る県の大綱の検討及び作成 市町村が策定する文化財保存活用地域計画への助言 有形・無形文化財の調査・指定 平泉町の柳之御所遺跡の整備と活用の推進 	<p>情報収集・検討委員会</p> <p>大綱の作成</p> <p>文化財保護法改正の周知</p>	市町村文化財保存活用地域計画策定への助言	
	有形・無形文化財の調査・指定		
	柳之御所遺跡の整備と活用		

